

令和3年度

由布市指定介護サービス 事業者集団指導講習会

日 時：令和4年3月17日（木）13時30分～
開催形式：ZOOM（Web開催）



由布市高齢者支援課

令和3年度 由布市指定介護サービス事業者集団指導講習会

－ 次 第 －

1 開会 (13 : 30)

2 高齢者支援課長あいさつ

3 講習

(1) 指導監督の方針 (P 1)

(2) 実地指導時の指摘事例 (P 3)

(3) 処分事例について (P10)

(4) 養介護施設従事者等による虐待について (P14)

(5) 各事業担当者からの連絡事項 (14 : 00～)

- ・事業所指定関係 (P19)
- ・住宅改修・福祉用具について (P30)
- ・あんしんネット (P37)
- ・ケアプラン点検・地域ケア会議 (P38)
- ・在宅医療介護連携推進事業 (P41)
- ・ゆーふーネット活用による情報開示等 (P42)
- ・認定申請書の様式変更について (P44)
- ・配食サービス事業 (P47)
- ・おむつ等購入費助成事業 (P50)
- ・例外給付について (P51)
- ・押印廃止 (P60)
- ・その他

4 閉会 (15 : 00 予定)

(1) 指導監督の方針

◆ 指導

「指導」＝「行政指導」

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

介護保険施設・事業者

由布市介護サービス事業者
等指導及び監査実施要綱

介護保険法第23条

支 援

集団指導

実地指導

年に1回実施

指定有効期間(6年)に
1回以上

介護給付等対象
サービスの取扱い

周知の徹底

介護報酬の請求

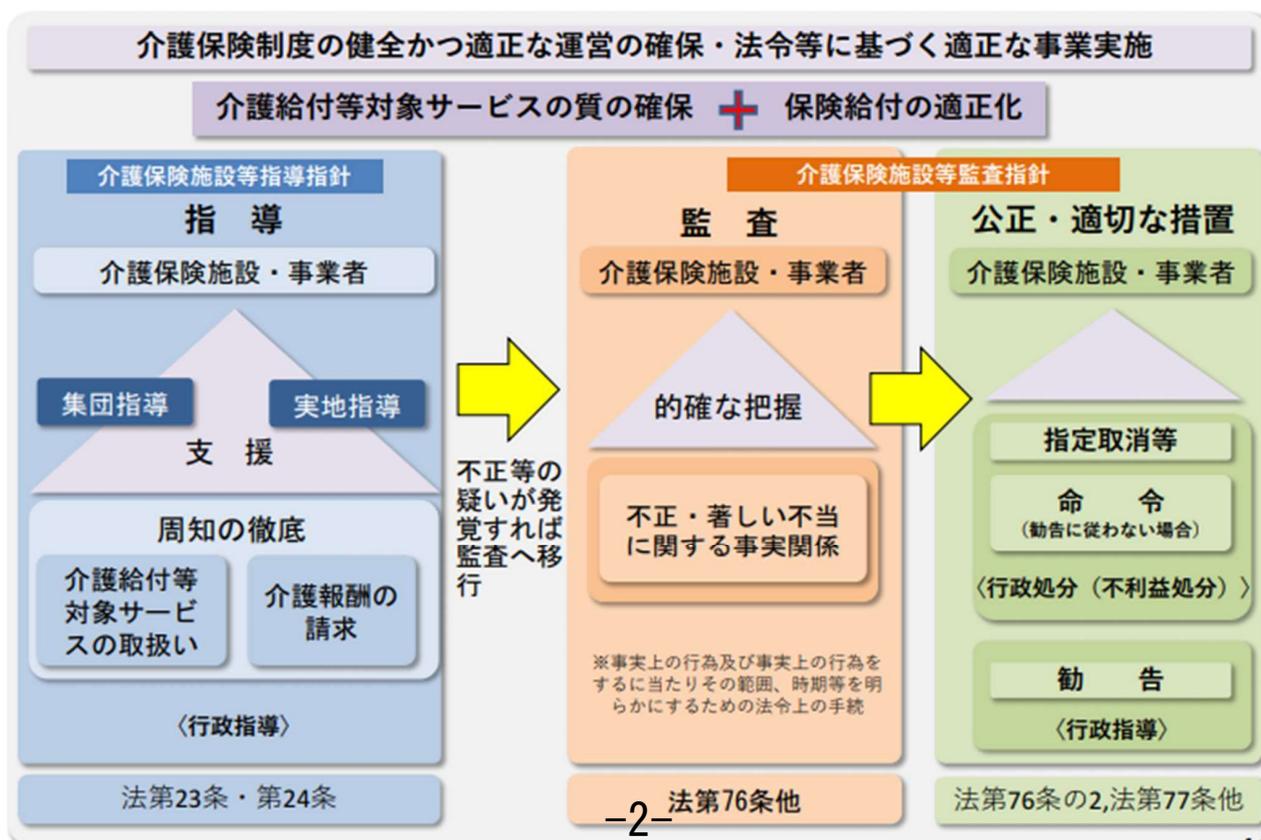
◆ 監査

【目的】 介護サービス事業者の支援を行うとともに、介護サービスの質の確保並びに保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の適正化を図る。不正等が疑われる場合に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採る。

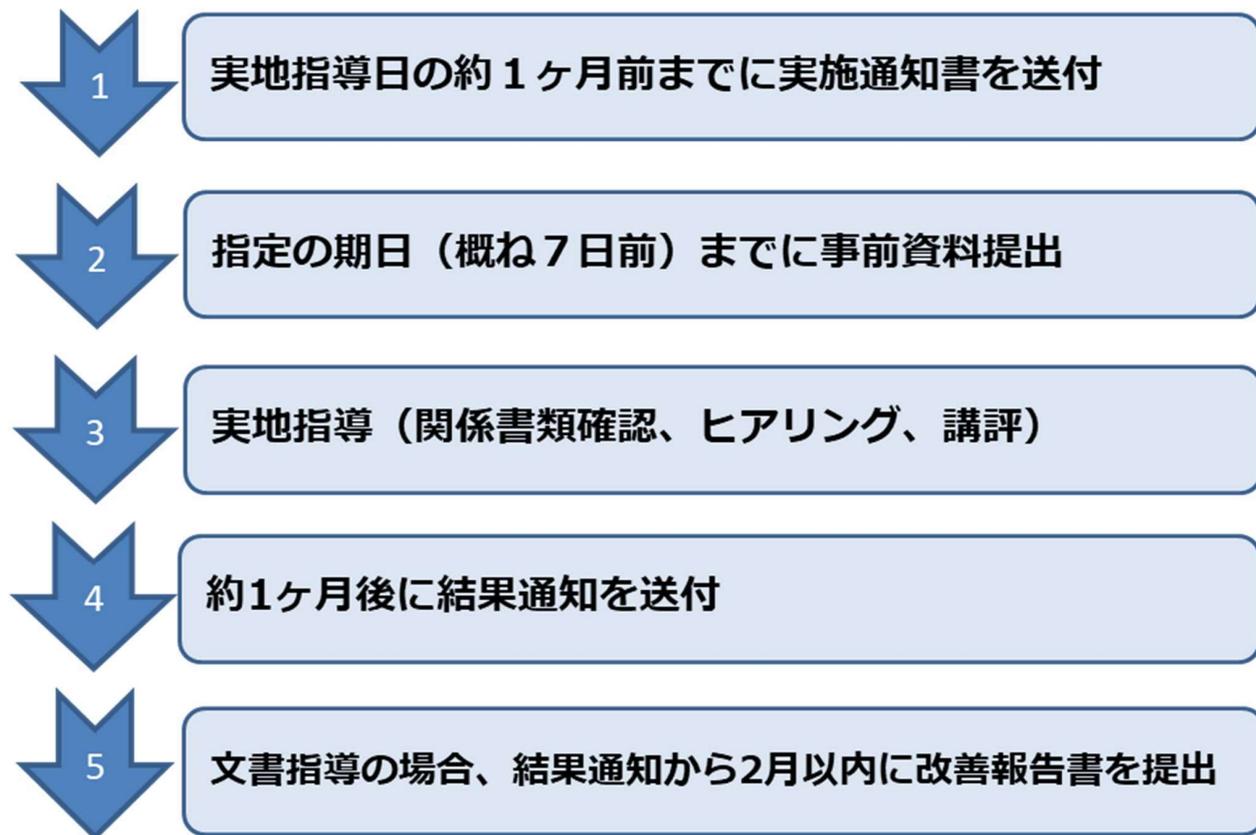
実施方法	事業所に立ち入り、帳簿書類等の検査や関係者への質問等を行う
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第78条の7・第83条・第115条の17・第115条の27 ・ 第115条の45の7 ・ 由布市介護保険サービス事業者等監査要綱
実施回数	入手した各種情報により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に随時実施
効果	介護保険給付等の適正化

◆ 指導と監査

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



◆ 実地指導の流れ



(2) 実地指導時の よくある指摘事例 (由布市)

居宅介護支援事業所

- 1 **指定居宅介護支援の基本取扱方針について**（基準第12条）
 - ・自己評価が行われていない。
- 2 **指定居宅介護支援の具体的取扱方針について**（基準第13条）
 - ・サービス担当者会議で話し合われていない内容が、ケアプランに位置づけられている。
- 3 **虐待の防止**（基準第27条の2）
 - ・虐待防止を検討する委員会が設置、開催できていない。
 - ・虐待防止の指針に必要な項目が盛り込まれていない。

地域密着型通所介護

- 1 **設備及び備品等について**（基準第22条）
 - ①通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供しているが、市に届出をしていない。
 - ②機能訓練を届出施設以外の場所で行っているため、当該箇所について届出を行うこと。
- 2 **地域との連携について**（基準第34条）
 - ・6月に1回以上運営推進会議が開催されていない。

地域密着型通所介護

- 3 **運営規程について**（基準第37条：準用第3条の32）
 - ・運営規程等が掲示（備え付け）されていない。

- 4 **個別機能訓練加算<（I）イ・（I）ロ>**（加算）
 - ・個別機能訓練計画作成の際に、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、説明した記録が確認できない。

小規模多機能型居宅介護

- 1 **サービスの提供の記録について**（基準第88条：準用第3条の18）
 - ・利用者へサービスを提供した際、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項が記録されていない。

- 2 **その他（口頭指導）**
 - ・サービス担当者会議、支援経過記録に主治医への照会について「別紙」と記載があるが、添付がなく記録もない。

地域密着型介護老人福祉施設

1 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 取扱方針について（基準第137条）

- ①身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について、年1回しか開催されておらず、研修内容も虐待防止と混同したものになっており、身体的拘束に関する内容も不足していた。
- ②身体的拘束等の適正化のための措置について、一部の入所者及び入居者について、一部期間の身体的拘束に関する説明書（入所者本人や家族の同意書）がない。電話等で同意を得ている記録もなかった。

地域密着型介護老人福祉施設

2 運営規程について（基準第148条）

- ①「その他の費用の額」が運営規程において定められていない。
- ②「その他施設の運営に関する重要事項」として、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めていない。

3 受給資格等の確認（基準第157条：準用第3条の10）

更新認定において要介護3から要介護2に変更となった入所者について、退所することなく特列入所に該当するか否かの判断もなされないまま引き続き入所していた。

(3) 実地指導時の よくある指摘事例 ～傾向と対策～

よくある指摘事例～傾向～ ＜全サービス対象分＞

→ 令和3年度報酬改定対応分

①業務継続計画

②虐待の指針

③その他

・委員会の開催(虐待、感染症)

①業務継続計画 <資料>

※R3報酬改定における
改定事項について(厚労省)

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要 【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン	
❖ ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
❖ 主な内容	<ul style="list-style-type: none">・BCPとは・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）・介護サービス事業者求められる役割・BCP作成のポイント・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン	
❖ ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
❖ 主な内容	<ul style="list-style-type: none">・BCPとは・防災計画と自然災害BCPの違い・介護サービス事業者求められる役割・BCP作成のポイント・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等

①業務継続計画 <留意点>

例

△ 計画の策定が出来ていない。

△ コロナ感染症対応の場合のみ作成されている。



あらゆる非常災害、時間帯(夜間)を想定した計画策定が求められる。

②虐待の指針 <資料>

※R3報酬改定における
改定事項について(厚労省)

6. その他の事項 (その1)

高齢者虐待防止の推進【全サービス】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

基準

- 運営基準(省令)に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

②虐待の指針 <留意点>

→下記の必要な項目を盛り込むこと

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③その他～委員会の開催(虐待、感染症)

【全サービス共通】

※(資料)厚労省QA(vo.3)より

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

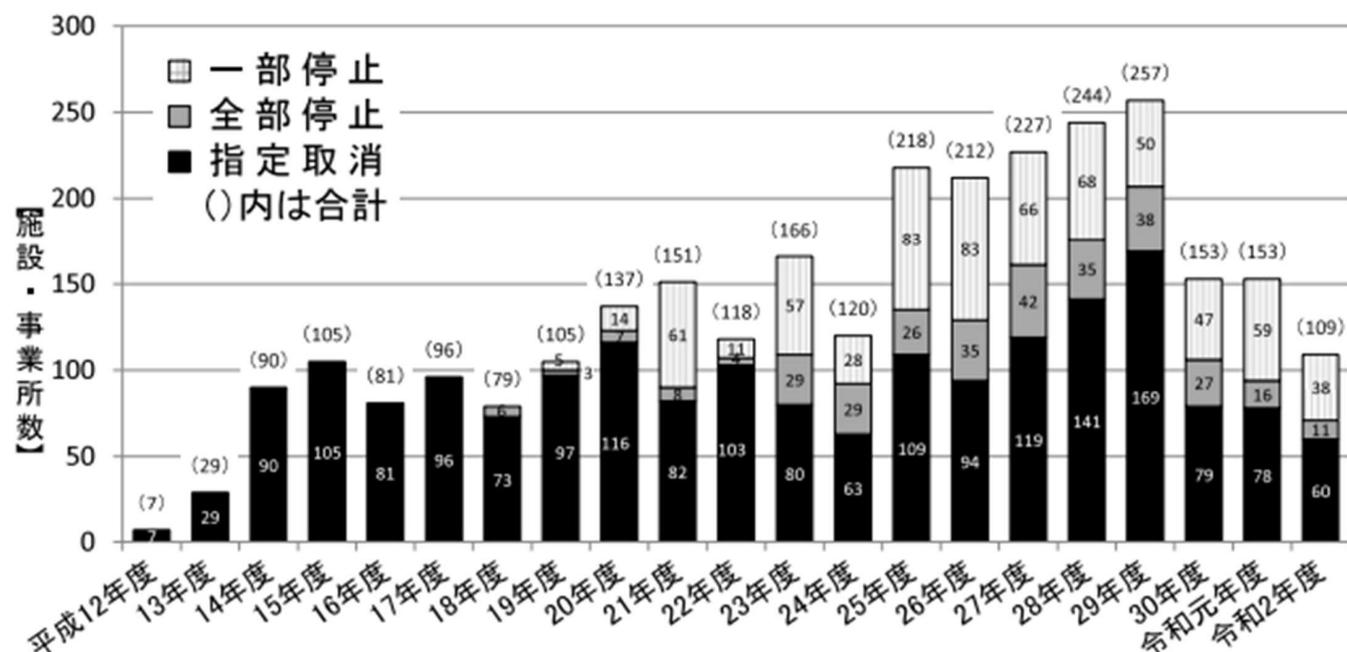
- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

(4) 処分事例 (全国)

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 内訳【年度別】(平成12年度～令和2年度)

(図1)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2,857事業所

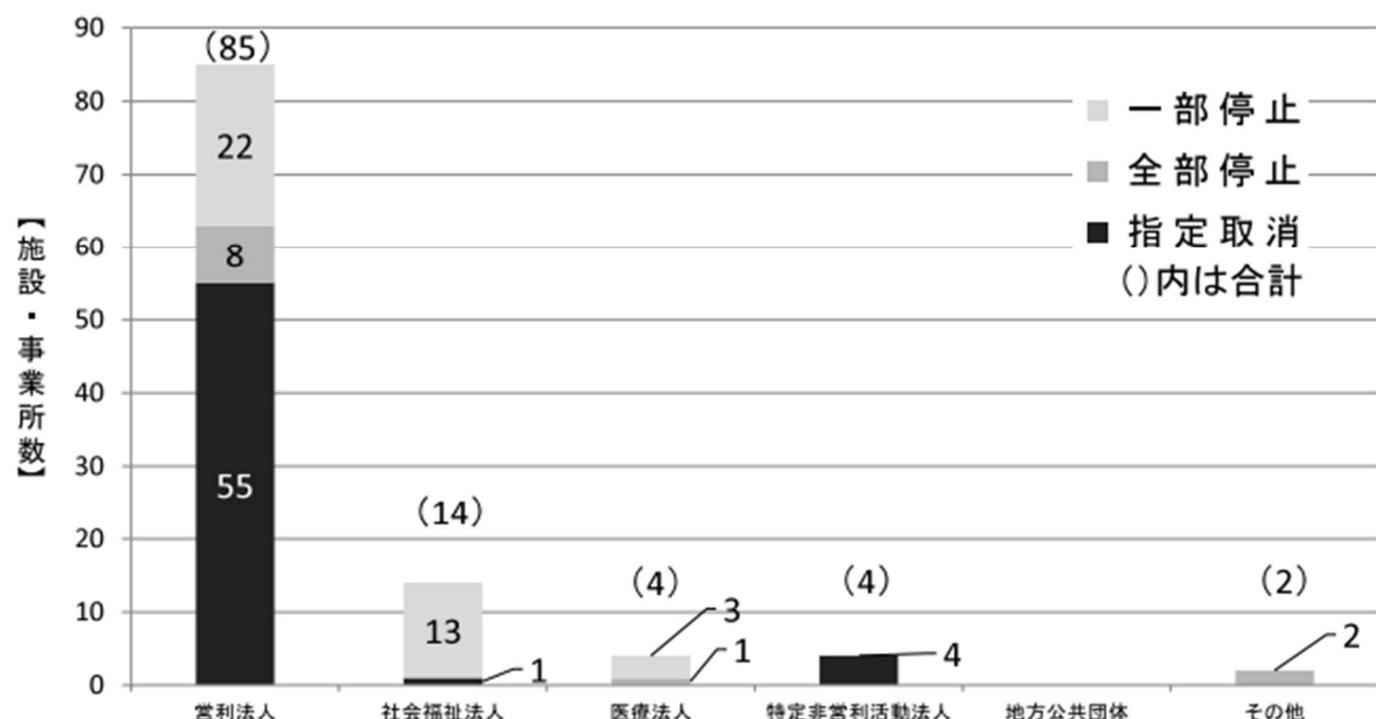


注: 1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・ 事業所等内訳【法人種類別】(令和2年度)

(図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所

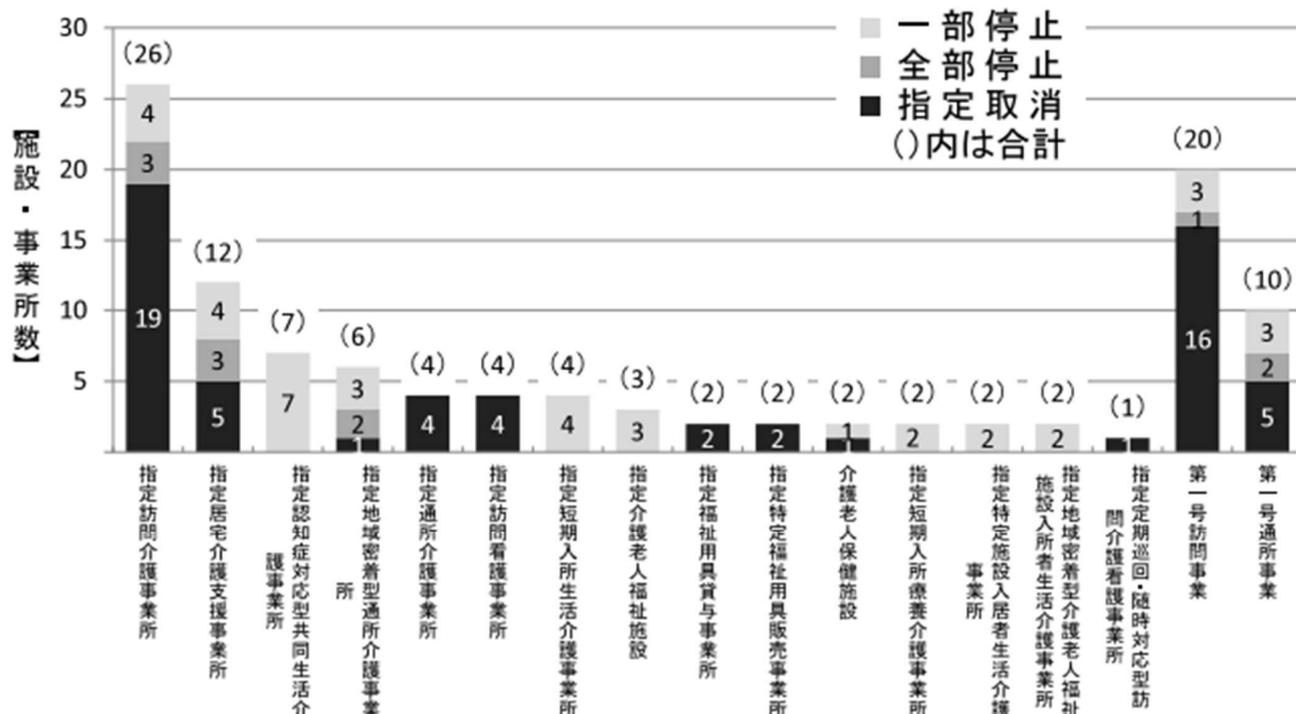


注: 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。-11-

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【サービス別】(令和2年度)

(図3)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所



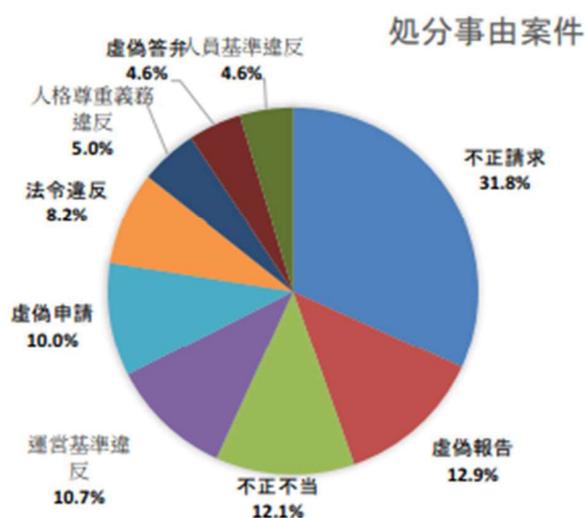
注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

【参考】令和元年度 処分事由別件数及び構成割合

○令和元年度の指定取消・効力の停止(一部・全部)のあった153事業所における、処分の根拠を見てみると不正請求と虚偽報告で全体の4割を超えている。

令和元年度取消等処分における処分事由別の件数及び構成割合

処分事由	件数	構成割合
1 不正請求	89	31.8
2 虚偽報告	36	12.9
3 不正不当	34	12.1
4 運営基準違反	30	10.7
5 虚偽申請	28	10.0
6 法令違反	23	8.2
7 人格尊重義務違反	14	5.0
8 虚偽答弁	13	4.6
9 人員基準違反	13	4.6
合計	280	100.0



※ 介護保険指導室調べ(令和3年3月現在)

【参考】 主な取消事由の事例

取消事由	違反事例
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった (第77条第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤のサービス責任者が配置されていなかった。 ・介護職員数の人員基準を満たしていなかった。
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった (第77条第1項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録の未作成。 ・虚偽のサービス提供記録の作成。
利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した (第77条第1項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者が利用者の顔面を殴打するなどの身体的虐待をおこなった。
介護給付費の請求に関して不正があった (第77条第1項第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を行わず虚偽の提供記録により報酬を請求した。 ・減算規程に該当するが減算せずに請求した。
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした (第77条第1項第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・監査において虚偽の勤務表を提出した。 ・監査において虚偽のサービス提供記録を提供した。
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた (第77条第1項第8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・監査において勤務及び運営実態に係る虚偽答弁を行った。 ・監査を求めても従わず、報告又は帳簿書類の提出・提示を求めても従わなかった。
不正の手段により指定を受けた (第77条第1項第9号)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請時に従事予定のない従業員を勤務形態に記載し指定を受けた。 ・指定申請時に実際とは異なる場所を申請し指定を受けた。

要介護施設従事者等による虐待について

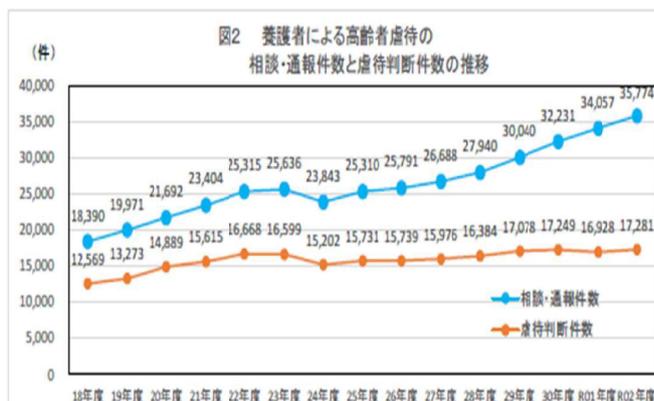
高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要 (令和2年度)

◎養介護施設従事者等による虐待

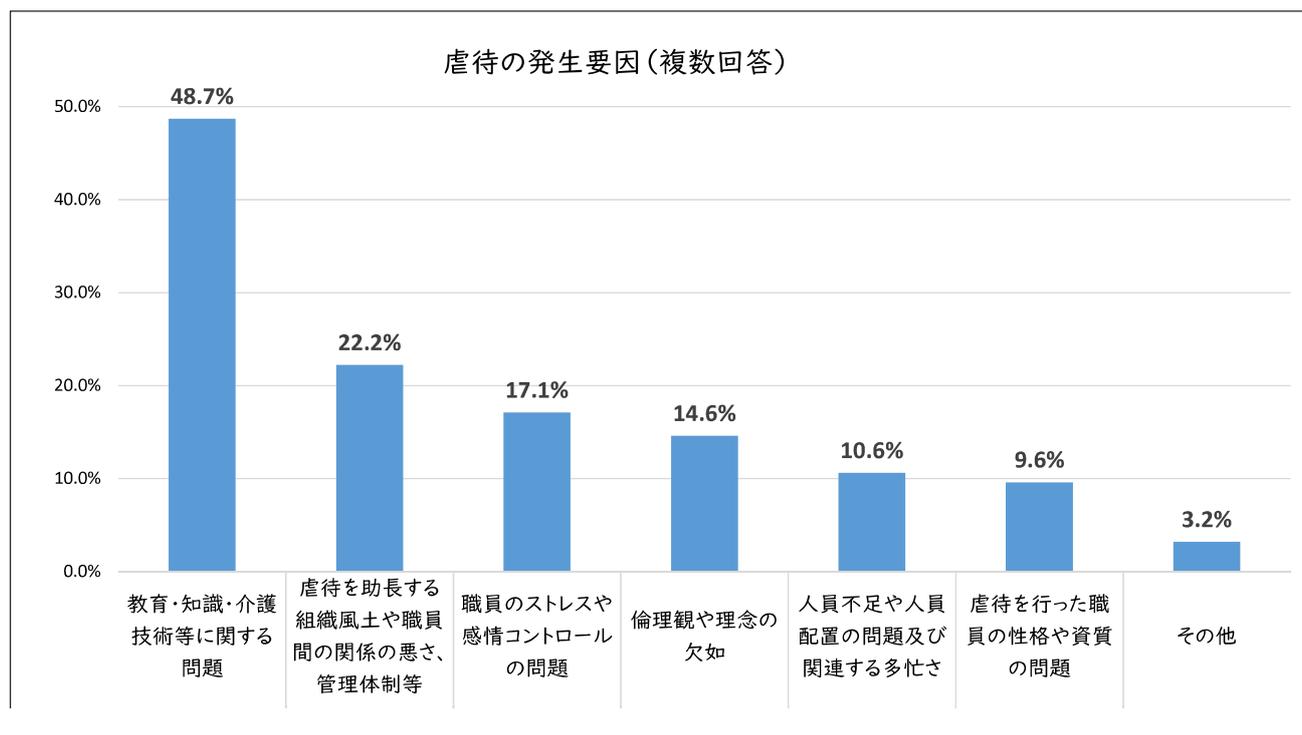
相談・通報件数は2,097件、虐待判断件数は595件であり、前年度より減少

◎養護者による虐待

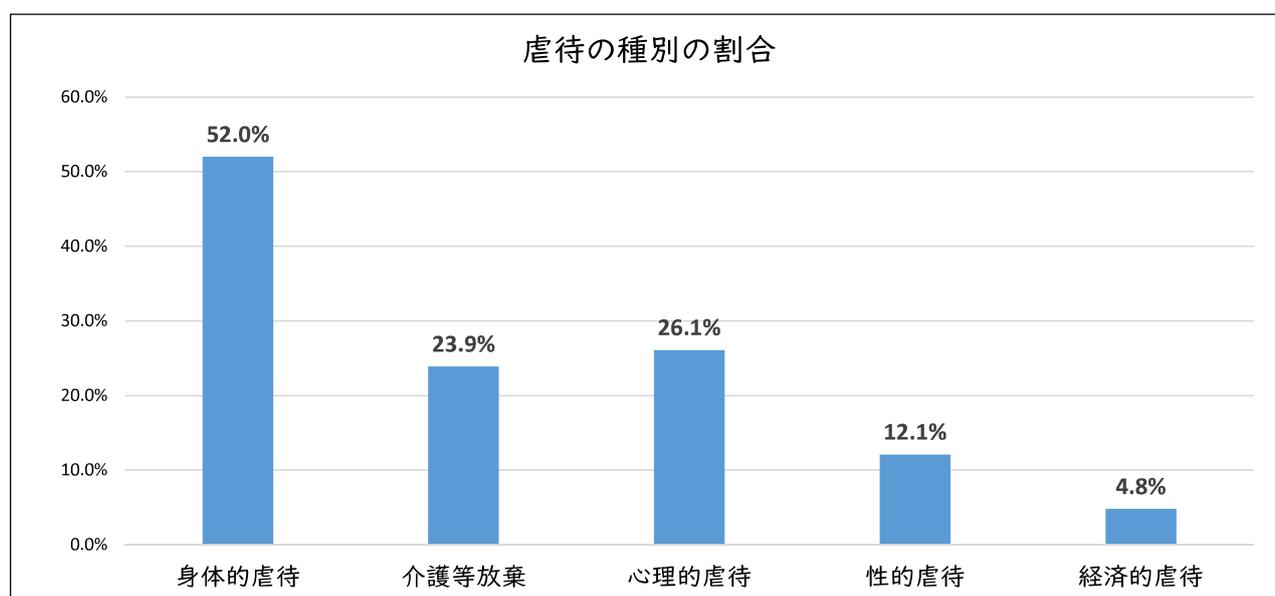
相談・通報件数は35,774件、虐待判断件数は17,281件であり、前年度より増加



要介護施設従事者等による虐待の発生要因



要介護施設従事者等による虐待の種別



現行法令における身体的拘束禁止の規定(介護保険施設等)

施設・居住系サービスについて、介護保険法で委任規定を設けたうえで、厚生労働省令に以下の事項を規定

○介護保険法

(指定介護老人福祉施設の基準)

第88条 第2項

前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

第3項

都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)

(趣旨)

第1条

指定介護老人福祉施設に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第88条第3項の厚生労働省で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

三 法第88条第2項の規定により、同条第3項第3号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条第1項(第49条において準用する場合を含む。)、…第11条第4項から第6項まで、…

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第11条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

第5項

指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第6項 ※平成30年度介護報酬改定時に追加

指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要がある。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務づけられている。

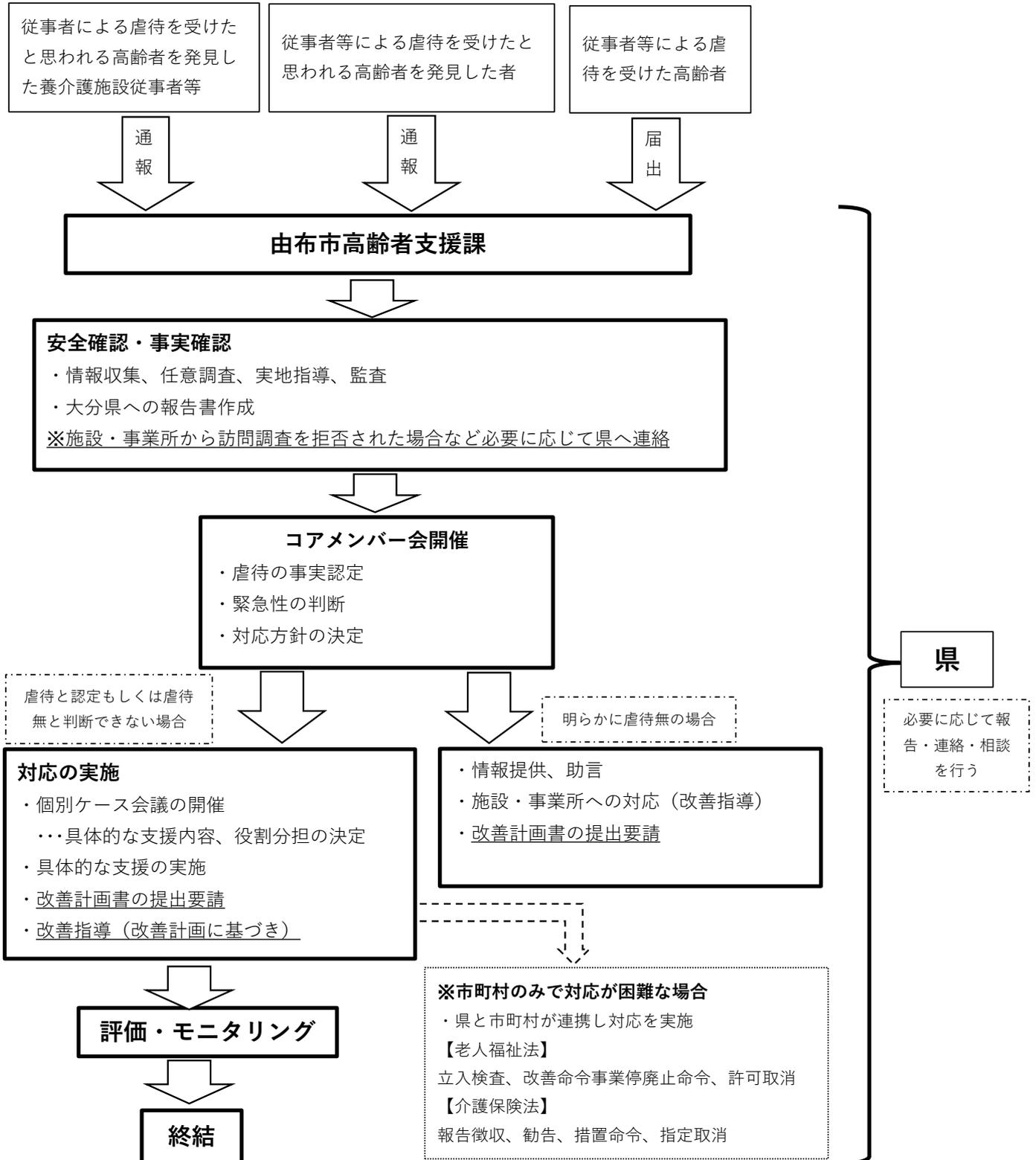
身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

《養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー図》



1. 変更届出書について

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）で定める事項に変更があったとき、または、事業所を廃止・休止・再開した時は、速やかに所定の書類をご提出ください。様式は由布市ホームページに掲載しています。

（ホーム>暮らしの情報>年金・保険>介護保険>事業者向け）

※「運営規程」の変更の場合は、マーカー等で変更箇所を色付けする等、分かりやすいようにしてください。

【提出期限】

変更届の場合・・・変更日から 10 日以内

廃止・休止の場合・・・廃止・休止の 1 ヶ月前まで

2. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目が変更になる場合は、届出が必要です。具体的には以下のような場合です。

- ・各種加算の算定を開始・終了・変更する場合
- ・人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合、解消した場合
- ・介護報酬の改定等で加算内容に変更が生じた場合

サービス種類	算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問・通所サービス ・居宅介護支援 ・小規模多機能型居宅介護 	毎月 15 日以前に届出 →届出された月の翌月から 毎月 16 日以後に届出 →届出された月の翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護 	届出された月の翌月から （月の初日の場合は当該月から）

※加算の取り下げ、人員欠如による減算等の場合は、判明した時点で速やかに届出を行ってください。事実発生日から算定体制が変更となります。

3. 指定更新申請について

指定事業者は、指定日（及び前回更新日）から 6 年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により、指定（許可）の効力を失います。

有効期間満了日の 2 ヶ月前までに必要書類を作成のうえ、更新の手続きをお願いします。様式はホームページに掲載しています。

4. 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算を算定する事業所は、算定する年度の前年度の 2 月末日まで（年度途中で加算を取得する場合は、加算を算定する月の前々月の末日まで）に介護職員処遇改善計画書の提出が必要です。

既に加算を取得している事業所が引き続き次年度も加算を算定する場合でも、毎年度介護職員処遇改善計画書の提出は必要ですのでご注意ください。

事務連絡
令和4年1月14日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

令和4年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」
に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づく介護現場で働く方々の収入を引き上げるための措置については、「令和4年2月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について」(令和3年11月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)等によりお知らせしているところです。

これに伴い、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）に関係する通知の見直しを予定しております。そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和4年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

令和4年度当初の特例（予定）

令和4年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日までに計画書を都道府県知事等へ提出する。

※ なお、介護職員処遇改善支援補助金を申請する場合は、都道府県知事に介護職員処遇改善支援補助金計画書を提出することとなりますが、この提出期限についても、併せて同年4月15日とする予定です。

(参考) 通常の取扱い

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知) 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756128.pdf>

5. 業務管理体制整備の届出について

介護サービス事業者には適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守が求められます。不正事案を防ぎ、事業運営をさらに適正なものにしていくため、事業者には法令遵守の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。

(1) 届出事項

	届出事項	対象となる介護サービス事業者
1	・名称または氏名 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	すべての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	すべての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業者等の数（注1）が20以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業者等の数が100以上の事業者

(2) 届出先 ※令和3年4月1日から届出先が変更となっています。

	区 分	届出先
1	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省（本省）
2	事業所等が2以上の都道府県管轄区域、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
3	すべての事業所が1つの都道府県の区域に所在する事業者で 4、5 以外の事業者	都道府県知事
4	すべての事業所が1つの指定都市及び中核市の区域に所在する事業者	指定都市及び中核市の長
5	地域密着型サービスのみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

※資料参照：大分県ホームページ

6. 他市町村のサービス利用について

①総合事業の場合

総合事業は、市町村が主体となって行う事業であるため、他市町村に所在する事業所であっても、由布市の総合事業のサービスを利用することになり、由布市の指定を受けている必要があります。そのため、市外事業所の総合事業サービスをケアプランに位置づける場合には、由布市の指定を受けている事業所であるか確認が必要です。

ただし、他市町村の住所地特例施設（有料老人ホーム等）に入所して総合事業のサービスを利用する場合には、施設所在市町村の総合事業を利用することになるため、由布市の指定は必要ありません。（住民票の異動がない場合は、施設所在市町村の総合事業を利用することはできません。）

②地域密着型サービス事業の場合

地域密着型サービスは、原則としてその施設がある市町村の被保険者のみが利用できるものとなっています。これは、要介護者等が住み慣れた地域での生活を支えることを目的としているためです。

よって、基本的には由布市の被保険者は他市町村の地域密着型サービスを利用できませんが、特別な事情がある場合には、施設所在市町村長等に対して、事前に協議を行い、同意を得ることによって、利用することが可能となります。

【特別な事情】

- ①由布市内に希望する地域密着型サービス事業所の定員に空きがなく、隣接市町村の地域密着型サービス事業を利用する場合
- ②虐待等の場合
- ③その他市長が必要と認める場合

上記理由により利用を希望する場合は、「地域密着型サービスに係る由布市被保険者の他市町村所在事業所の利用に関する理由書」(別紙)の提出をお願いします。

協議には2週間程度の日数を要しますが、由布市の地域密着型サービス事業の指定を受けていない事業所の場合には、1ヶ月程度の日数を要する場合があります。

7. 他市町村被保険者の由布市サービス利用について

①総合事業の場合

由布市の総合事業を他市町村の被保険者が利用することは可能ですが、総合事業者が当該市町村の指定を受けている必要があります。

詳しくは、被保険者の居住する市町村の介護保険担当課にお問合せください。

②地域密着型サービス事業の場合

由布市の地域密着型サービスを他市町村の被保険者が利用することはできませんが、特別な事情がある場合には、他市町村長等からの協議により同意を行うことがあります。

詳しくは、被保険者の居住する市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。

地域密着型サービスに係る由布市被保険者の
他市町村所在事業所の利用に関する理由書

年 月 日

由布市長 殿

理由書提出者 住所 _____

居宅介護（予防）支援事業所名称

ⓐ

担当氏名 _____

電話番号 _____

利用 予 定 者	氏名	
	被保険者番号	(生年月日) 明・大・昭 年 月 日
	住所	由布市
	要介護度	要支援 1・要支援 2 要介護 1・2・3・4・5 (有効期間 年 月 日～ 年 月 日)
	保険者名(番号)	大分県由布市(442137)
利 用 予 定 事 業 所	サービス種類	
	事業所名	
	所在地	
	事業者番号	
	利用希望日	年 月 日
利用予定事業所のサービスが必要とする理由		

作成要領等

- この理由書は、由布市の被保険者が、他市町村所在の地域密着型サービス等事業所を利用するに際して、事業所所在地の保険者の同意が必要になることから、由布市から事業所所在地の保険者に同意を求めため提出していただくものです。
- 「利用予定事業所のサービスが必要とする理由」欄は、被保険者本人の心身の状況、市外事業所を必要とする理由を詳しく記入してください。

（２）居宅介護支援事業所の管理者要件の見直し

2018年度（平成30年度）介護報酬改定において、居宅介護支援事業所については、事業所内の業務管理や人材育成の取組を促進することで各事業所におけるケアマネジメントの質を高める観点から、2018年度より、管理者を主任介護支援専門員とする人員基準の見直しを行うとともに、その準備期間として3年間（2020年度まで）の経過措置を設けたところ。その際の審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会平成29年12月18日）において、「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証するべきである」とされた。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会において、居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する基本的な考え方が取りまとめられ、経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者の事業所は、当該者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとされた。なお、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが求められることとなる。（資料3）

各都道府県におかれては、その見直しの内容について改めて御了知いただくとともに、令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）が公布されているため、改めて、改正省令の趣旨及び内容を管内市町村や居宅介護支援事業者等に対して周知いただくよう協力をお願いします。（資料4）

また、経過措置が適用されている者に対しては、管内市町村と状況の共有や連携を図り、主任介護支援専門員研修の受講を推進するなど、きめ細やかな対応をお願いします。

なお、令和4年度においては、「管理者要件に関する調査」（令和元年度老人保健健康増進等事業）（（株）三菱総合研究所実施）の結果を踏まえて、同趣旨の実態調査を予定していることから、調査の実施にあたっては、協力をお願いします。

居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（抜粋）

社会保障審議会介護給付費分科会（令和元年12月17日）

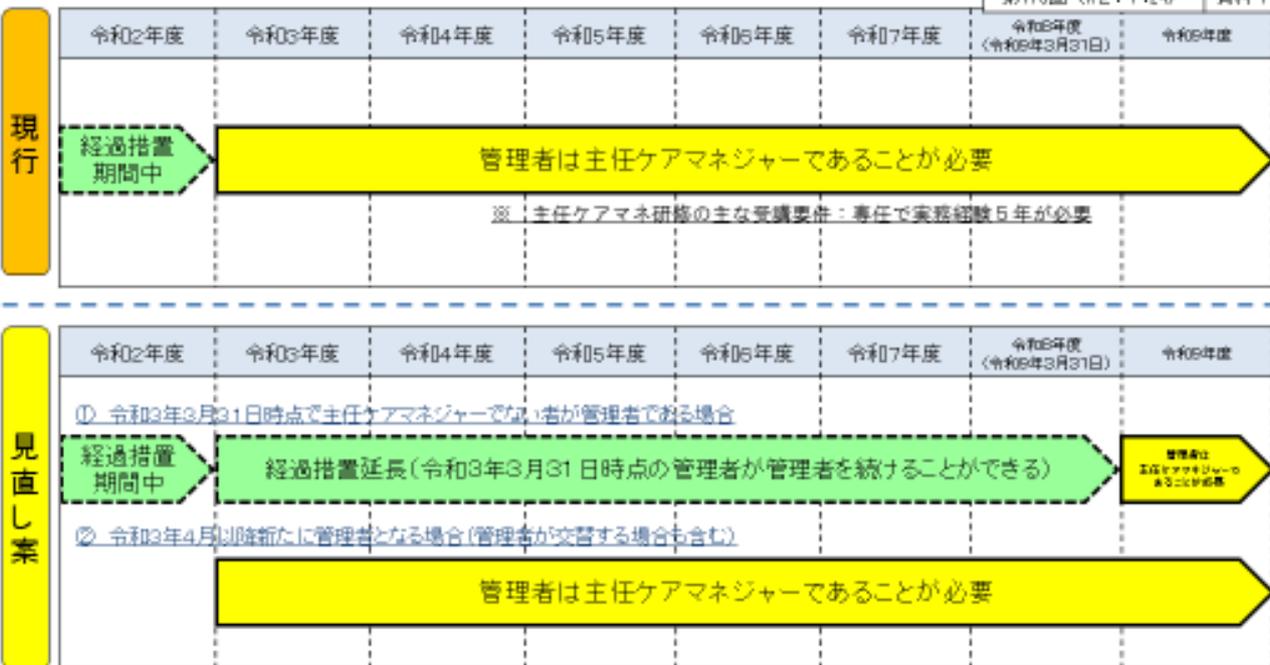
資料 3

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件

- 平成30年度介護報酬改定において、人材育成の取組の推進による質の高いケアマネジメントの推進を図るため、居宅介護支援事業所の管理者要件を主任ケアマネジャーであることとした。その際、令和2年度末までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。
 - このような中で、平成30年度介護報酬改定後の状況を見ると、
 - ・ 管理者が主任ケアマネジャーである事業所は増加しているとともに、
 - ・ 管理者が主任ケアマネジャーである居宅介護支援事業所は、そうでない事業所と比較し、居宅サービス計画等に関する事業所内での検討会の定期的な開催状況や、事業所のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)を行っている割合が高いなど、人材育成の取組が引き続き推進されている状況がある。
 - 一方で、管理者が主任ケアマネジャーでない事業所も依然として4割程度ある。また、その中には、
 - ・ 管理者としての業務経験年数が4年未満の事業者が約1割あるとともに、
 - ・ 経過措置期間中に主任介護支援専門員研修(※)を修了できる見込みがない又は分からないと回答した事業所が約2割あり、その理由として介護支援専門員としての実務経験5年以上の要件が満たせないと回答する割合が最も高い。
- ※ 主任介護支援専門員研修の受講要件
 介護支援専門員更新研修終了者であって、以下の①から④までのいずれかに該当する者
- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(管理者との兼務期間も算定可能)
 - ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(管理者との兼務期間も算定可能)
 - ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
 - ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
- ※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。
- このような状況を踏まえ、経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。
 なお、これにより、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任ケアマネジャーであることが求められることとなる。
 - また、中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いを認めることが適当である。
 - 加えて、令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届け出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予することとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することが出来るようにすることが適当である。
 - なお、主任介護支援専門員研修については、中山間地域や離島等に所在する事業所のケアマネジャーも含め、希望するケアマネジャーが当該研修を受講しやすくなるよう、研修受講方法の利便性の向上や研修費用の助成の推進など、より積極的な取組を進めるべきとの指摘があった。

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

社保審-介護給付費分科会
第175回(R2.1.24) 資料1



【令和3年度以降の配慮措置】

- 中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いとすることも可能。
- 令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

9. 介護現場におけるハラスメント対策の推進について

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要である。

(基準省令上の対応)

このため、令和3年度介護報酬改定においては、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけた。併せて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることを推奨している。

法令上事業者に求められる措置	
講ずべき措置	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場における <ul style="list-style-type: none"> ・ セクシュアルハラスメント ・ パワーハラスメント ○ 利用者やその家族等から受ける <ul style="list-style-type: none"> ・ セクシュアルハラスメント <p><内容></p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</p> <p>※ 特に留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ② 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
講じることが望ましい措置	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者やその家族等から受ける <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客等からの著しい迷惑行為 ＝カスタマーハラスメント <p><内容></p> <p>①及び②の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることを推奨。</p>

(介護報酬上の対応)

特に訪問介護については、2人の訪問介護員によるサービス提供を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ており、かつ、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合には可能としており、この場合、介護報酬上、2倍の報酬を算定できる仕組みとしている。

(地域医療介護総合確保基金の活用)

一方で、2人での訪問については、介護報酬で対応する場合、利用者負担も2倍に増加し、利用者又はその家族等の同意が得られない場合があるといった課題があることを踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、複数人での訪問を実施する場合に訪問介護員に同行する者(有償ボランティア等を想定、訪問介護員の資格がない者であっても同行が可能)への謝金について助成を行うことが可能である。

あわせて、「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」において、①都道府県や事業者が行う研修、②ハラスメント実態調査、③ハラスメント防止のためのリーフレット作成などの事業についても助成を行うことが可能である。

介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

- 今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。
- そのためには、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要となるが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている。
- このため、調査研究事業を活用し、平成30年度はマニュアルを作成し、令和元年度は自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成した。令和2年度には、マニュアルや手引きの解説への理解を深めるため、事例から学べる対策等を整理した事例集を作成したところ。
- マニュアルで示した対策や研修など介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

【事業内容】

ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用

- **ハラスメント実態調査**
 - 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査
- **各種研修**
 - 都道府県等、又は事業者が行うハラスメント研修
 - 都道府県等が行うヘルパー補助者(上述)のための研修
- **リーフレットの作成**
 - 利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費
- **弁護士相談費用**
 - ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用
- **ヘルパー補助者同行事業**
 - ヘルパー補助者として同行する者(有償ボランティア等を想定)への謝金
※ 補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講(県その他の団体による実施)を要件とするとともに、事業所等への登録制とする。
- **その他**
 - ハラスメント対策の為に行う事業で都道府県が認めるもの 等



なお、市町村(特別区を含む。以下同じ。)においては、都道府県が「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」を実施する場合に取り組んでみたいものとして、「介護現場におけるハラスメント研修の実施または事業者が研修を行う場合の支援」(47.6%)、「介護現場におけるハラスメントの実態把握」(43.8%)、「利用者等に配布する介護現場におけるハラスメント防止のためのリーフレット作成またはその支援」(25.8%)等が挙げられた。(※1)

(※1) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル・研修手引き等の普及啓発に関する調査研究事業」による調査

- ・ 調査対象者：全国の市町村の介護保険主管課（1,471箇所）
- ・ 調査時点：令和3年10月1日
- ・ 回収状況：有効回収数1,070件（有効回収率61.5%）

については、各都道府県はもとより、各市町村においても必要な事業を実施できるよう、当該事業の積極的な活用をお願いする。

（マニュアル・手引き等の作成、活用）

特に、利用者又は利用者の家族等からのハラスメントに関しては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（以下「対策マニュアル」という。）や管理者・職員向けの研修用の手引き（以下「研修の手引き」という。）、介護現場におけるハラスメント事例集（以下「事例集」という。）を作成し、厚生労働省HPに掲載している。（※2）

- （※2）① 対策マニュアル：平成30年度老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業）において作成。
- ② 研修の手引き：令和元年度老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントに関する研修・相談支援の在り方に関する調査研究事業）において作成。
- ③ 事例集：令和2年度老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントへの対応に関する調査研究事業）において作成。

■ 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

令和3年度は、これらについて、各介護サービス施設・事業所において、より使い勝手が良くなるように必要な改訂を行っているところであるが、これらの活用状況については、対策マニュアルは25.8%、研修の手引きは35.0%、事例集は36.0%の市町村が知らないとしており（※1）、都道府県においては、介護現場におけるハラスメント対策を一層推進するため、これらの積極的な周知・活用をお願いする。

（サービス提供困難事例に対する対応）

なお、各介護サービス施設・事業所は、基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないこととされている。

利用者やその家族等から各介護サービス施設・事業所の職員に対してハラスメントがあった場合が、すべからく「正当な理由」に当たるわけではないが、事案によっては、各介護サービス施設・事業所がサービス提供を拒否することも考えられる。この点、市町村及び各介護サービス施設・事業所においては、研修の手引きの記載（※3）も参考にさせていただき、十分留意して対応するようお願いする。

(※3) 研修の手引きにおけるサービス提供の拒否に関する記載

1. ハラスメント対策の必要性とその考え方

(3) ハラスメント対策のための基本的な考え方⑥

(vii) ハラスメントを理由とする契約解除は「**正当な理由**」が必要であることを認識すること

- 前提として、利用者やその家族等に対して、**施設・事業所として対応できるサービスの説明を十分に行い理解していただくこと、契約解除に至らないような努力・取組を事業所としてまず行うことが必要**です。
- このような努力や取組を行っていても、やむを得ず契約解除に至るケースもあるかもしれません。しかし、**施設・事業者側からする契約解除には「正当な理由」(運営基準)が必要**です。「正当な理由」の有無は個別具体的な事情によりますが、その判断にあたっては、

- ハラスメントのハラスメントによる結果の重大性
- 再発可能性
- 契約解除以外の被害防止方法の有無・可否及び契約解除による利用者の不利益の程度

…等を考慮する必要があります。

1. ハラスメント対策の必要性とその考え方

(3) ハラスメント対策のための基本的な考え方⑦

- 「正当な理由」に基づき契約を解除した場合であっても、契約解除に至った原因及び経緯を検討し、同様の事態を防止するための対策を講じましょう。

ア) 「**正当な理由**」が肯定される可能性のある場合

- 利用者が職員に対し身体的暴力をふるった場合であって、他の施設・事業者及び関係機関の担当者とともに利用者と話し合ったが、再発の可能性がある、かつ、複数名訪問等の再発防止策の提案も拒否されたときに、契約解除の予告期間を置くとともに、後任の事業所の紹介その他の必要な措置を講じて契約を解除した場合。

イ) 「**正当な理由**」が否定される可能性のある場合

- 職員の不適切な言動に立腹した家族が暴言を口にした場合に、その家族との話し合いにより信頼関係の回復に努めて再発防止を図ったり、担当職員を変更したりすることもなく、また、後任の事業所の紹介その他の必要な措置を講じることもなく、直ちに契約を解除した場合。

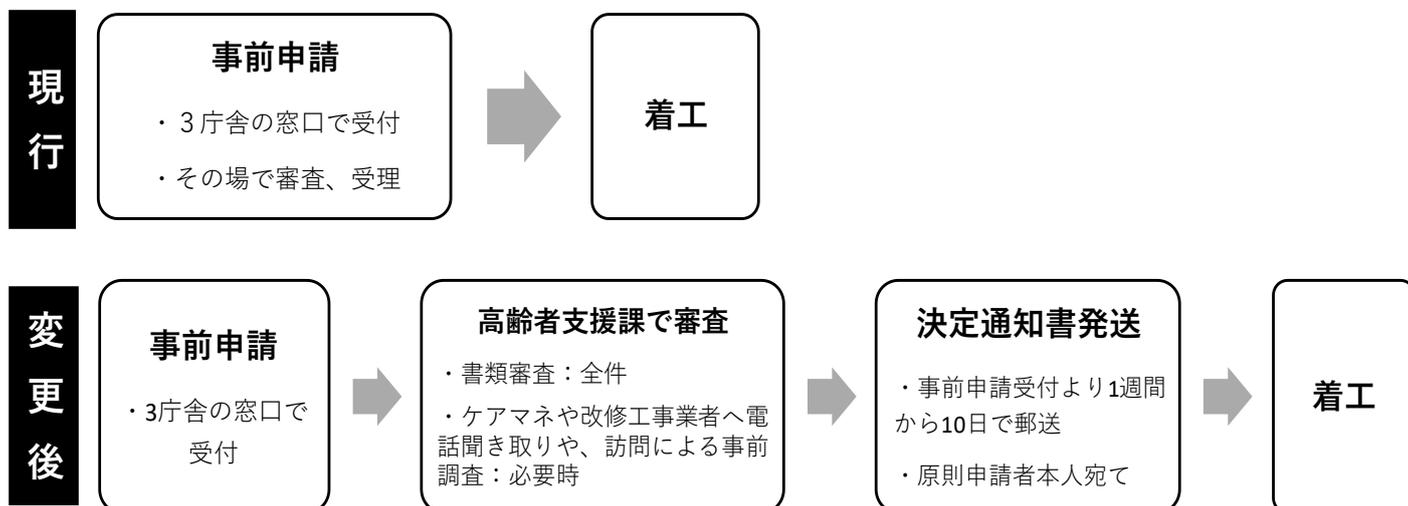
※ 赤字及び赤枠を加工。なお、当該記載は令和3年度の改訂作業により、対策マニュアルにも記載予定。また、項番が変更される可能性がある。

ただし、基準省令においては、利用者保護の観点から、正当な理由によりサービスの提供が困難であると判断した場合は、当該介護サービス施設・事業所は適当な他の介護サービス施設・事業所等を紹介する等、必要な措置を速やかに講じなければならない旨が規定されており、利用者にとって必要なサービス提供等に支障の無いよう、併せて対応をお願いします。

住宅改修費支給申請に関する変更

《変更①》事前申請から着工までの流れの変更

※R4.4.1 事前申請提出分より適用



→今までより着工までに余裕を持ったスケジュールで申請作業を実施していただきますようお願いいたします。

《変更②》事前申請様式の変更

決定通知書は原則、申請者本人宛てで送付いたしますが、申請者の状況により確認、連絡が困難な場合は、決定通知書受取の委任状の提出があれば、申請者以外にも送付可とします。それに伴う裏面委任項目の追加と、表面の市職員記入欄の変更をします。

《変更③》完了届様式の変更

- ・完了届の申請者（本人）押印廃止。
- ・介護支援専門員又は理由書作成者と本人欄はそれぞれの自署をいただくように変更します。介護支援専門員又は理由書作成者には工事後の住環境のチェック（立ち合い又は書類でのチェック）を実施してもらった上で、完了届に署名いただくようお願いいたします。ご本人が文字を書く行為が困難な場合は代筆可です。（その場合は代筆欄に代筆者氏名を記入）

介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ			保険者番号	4 4 2 1 3 7									
被保険者氏名			被保険者番号	0	0	0	0						
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女	要介護度	要支援（ ） 要介護（ ）					
住宅の所在地	由布市		住宅の所有者		（ ）								
改修の内容	改修箇所・規模		改修工事業者名		着工（予定）日		完成（予定）日						
手すりの取り付け													
段差の解消													
引き戸等への扉の取替え													
洋式便器等への便器の取替え													
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材等の変更													
その他上記の住宅改修に付帯して必要な住宅改修													
改修費用合計額			円（介護保険対象分）										
<p>由布市長 様</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>〒 -</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名 (印) 電話番号 - -</p> <p>被保険者との関係（ ）</p>													

※申請者が被保険者本人以外の場合は、裏面の「委任状」欄にご記入ください。

上記の居宅介護（介護予防）給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関名	支店名	口座種目	口座番号							
	銀行・信用金庫 農協・信用組合 労働金庫	本店 支店 出張所	1. 普通 2. 当座								
	フリガナ										
	口座名義人										

※振込先口座名義が被保険者本人以外の場合は、裏面の「委任状」欄にご記入ください。

由布市記入欄

領収証※	見積書等	給付制限	支給限度額	備考		受付印
		有・無				
理由書	見取図	認定状況	支給対象額			
		認定済・申請中		※支給限度額リセット (無・有：転居 / 3段階)		
写真	承諾書	給付割合	支給額	裏面確認	入力	
	有・不要	%				

※施工完了後、支給申請時に確認

委任状

年 月 日

由布市長 様

私の居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請等について、下記のとおり委任いたします。

委任者 (被保険者)	住所		
	氏名		⑩

※委任者（被保険者）が、委任する事項に☑を入れてください。

受任者 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 給付費受取 <input checked="" type="checkbox"/> 決定通知受取	住所	〒	
	氏名		被保険者との関係

受任者 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 給付費受取 <input checked="" type="checkbox"/> 決定通知受取	住所	〒	
	氏名		被保険者との関係

受任者 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 給付費受取 <input checked="" type="checkbox"/> 決定通知受取	住所	〒	
	氏名		被保険者との関係

※申請の際は、この申請書の他に領収証、介護支援専門員等が作成した理由書、施工前・後の状態が確認できる書類等を添付してください。

※改修を行う住宅の所有者が本人及び家族でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。

住宅改修

受付
確認

介護保険住宅改修完了届

被保険者番号		被保険者氏名	
居宅介護支援事業所 および 介護支援専門員	(自署)		
住宅改修事業者			
改修場所	大分県由布市		
改修期間	着工年月日	令和	年 月 日
	完了年月日	令和	年 月 日
改修費用額	円		

上記工事が完了したので、関係書類(領収証及び施工後写真等)を添えて届けます。

令和 年 月 日

住 所

氏名(申請者自署)

代筆者氏名

由 布 市 長 殿

住宅改修

新様式ダウンロードについて (由布市ホームページよりダウンロード可)

①由布市ホームページ トップページ⇒「暮らしの情報」



②暮らしの情報⇒「申請書ダウンロード」



③申請書ダウンロード⇒「介護保険に関する申請書・様式」



④住宅改修に関する様式

現在の位置 [トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [申請書ダウンロード](#) > 介護保険に関する申請書・様式 印刷する

介護保険に関する申請書・様式

- 介護認定に関する様式
 - ▶ [介護保険認定申請書\(Excel\)](#)
 - ▶ [認定申請取下申請書\(Excel\)](#)
 - ▶ [介護保険要介護認定区分変更申請書\(Excel\)](#)
- 居宅届に関する様式
 - ▶ [居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届書\(Excel\)](#)
 - ▶ [介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出様式\(Excel\)](#)
 - ▶ [小規模多機能居宅届\(Excel\)](#)
 - ▶ [資料開示申請書様式\(Excel\)](#)
- 住宅改修に関する様式
 - ▶ [住宅改修費支給申請書（～令和4年3月31日提出分）](#)
 - ▶ [住宅改修費支給申請書（令和4年4月1日～提出分）](#)
 - ▶ [住宅改修が必要な理由書](#)
 - ▶ [住宅改修承諾書](#)
 - ▶ [写真添付用紙](#)
 - ▶ [住宅改修介護支援専門員等援助費請求書](#)
 - ▶ [住宅改修完了届（～令和4年3月31日提出分）](#)
 - ▶ [住宅改修完了届（令和4年4月1日～提出分）](#)
- 福祉用具の購入に関する様式
 - ▶ [福祉用具購入費支給申請書](#)

特定福祉用具販売の種目追加について

介護保険における福祉用具の給付対象種目は、厚生労働大臣告示で規定されているが、(4)で後述する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」の令和3年度第1回(令和3年11月19日開催)の議論において、「排泄予測支援機器」(※)を特定福祉用具販売の種目に追加するという提案について、「可」と評価され、当該検討結果を「社会保障審議会介護給付費分科会(第204回(令和3年12月8日))に報告したところである。

(※)膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。

これを踏まえて、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」(平成11年厚生省告示第94号)について、今月中に所要の改正(令和4年4月1日施行)を予定している。

更に、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)についても、排泄予測支援機器の機能や形状等に関する具体的な内容の追加等、所要の改正を行うとともに、想定される利用者、特定福祉用具販売事業者が販売に当たって確認すべき点等、給付等に当たり留意すべき事項を整理した通知の発出についても予定している。

各都道府県におかれては、管内の各市町村や特定福祉用具販売事業者に対して周知の上、適切な給付・販売を行えるよう、各種様式の変更、地域住民への広報といった必要となる対応の準備をお願いしたい。

なお、令和4年度中に、排泄予測支援機器の販売・給付状況に関する照会等を適宜実施する予定であることから、予め御了知いただきたい。

由布市あんしんネット（高齢者等SOSネットワーク事業）

1. 事前登録について

- ・認知症等により行方不明が心配される場合、事前に、本人の年齢、性別、体格等の情報を由布市高齢者支援課に登録します。
- ・由布市で登録された情報は、大分南警察署にも伝えられます。そのため、行方不明になった時にスムーズな捜索活動につながります。
- ・事前登録された方には「見守りQRシール」を配布します。



◆ 登録対象

- ・認知症と診断された方。認知症の診断はないが、その疑いのある方。
- ・徘徊により、行方不明の恐れのある障がいのある方。

◆ 登録窓口

由布市役所 高齢者支援課 ☎ 097-529-7349
「あんしんネットの事前登録をしたい」と伝えてください。



◆ 登録に関する相談窓口

由布市役所 高齢者支援課 ☎ 097-529-7349
由布市地域包括支援センター ☎ 097-582-0106
(認知症地域支援推進員)



2. 行方不明が発生したとき

- ・すぐに110番もしくは大分南警察署(☎ 097-542-2131)に電話し、次の内容を伝えます。

- ① 行方不明になった人の名前
- ② あんしんネットへの事前登録の有無（わかれば登録番号）
- ③ いなくなった時間、状況、服装、履物、所持品など



- ・行方不明者の情報は、あんしんネットを通じて、警察署から由布市、消防団や協力機関に伝達され、皆で協力して早期発見・保護に努めます。

行方不明者の捜索、事業の普及啓発に協力する機関。コンビニ、郵便局、タクシー会社、ガソリンスタンドなど。

3. 無事に発見されたら

- ・本人の無事を確認し、ご家族に連絡します。
- ・行方不明の再発防止に向け、本人、家族と一緒に今後の対応を考えます。

○由布市ケアプラン点検実施事業及び大分県ケアプラン点検等アドバイザー派遣事業

適正な介護保険サービスの提供に基づく利用者の自立支援の促進及び介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的として実施するもの。

由布市ケアプラン点検実施事業は「由布市ケアプラン点検事業実施要綱」に基づき年2～3件程度、大分県ケアプラン点検等アドバイザー派遣事業を活用して「大分県ケアプラン点検等アドバイザー派遣事業実施要領」に基づき年1件程度実施する。

<令和3年度> 実績：ケアプラン点検アドバイザーによるケアプラン点検 2件

<令和4年度>

・大分県ケアプラン点検等アドバイザー派遣事業を活用して、個別のケアプラン点検と、市内の居宅介護支援事業所を対象に研修会形式でも実施予定。

・介護給付適正化事業におけるケアプラン点検として以下のケアプラン点検を別途実施する。

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

(令和3年9月22日付事務連絡「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)」)

自治体に対する指導徹底の通知に基づき、高齢者向け住まい等に併設等している居宅介護支援事業所におけるケアプランの点検を、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施。

概要

- ・「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」(令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知)に基づき、家賃等の入居契約の内容の情報等をもとに、高齢者向け住まい等に併設等している(隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。)居宅介護支援事業所で作成したケアプランの点検を、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施するもの。
- ・市町村が設定する要件に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村が必要と判断したものについては、ケアプランを指定し、居宅介護支援事業所に対し提出を依頼。
 - ※市町村は居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の①、②項目の要件を設定。
 - ①区分支給限度基準額の利用割合
 - かつ
 - ②利用サービス種類(注)とその利用割合
 - (注)区分支給限度基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで。
- ・提出を受けた市町村では、順次、提出のあったケアプランについて地域ケア会議等で点検を行う。

※ 当該ケアプラン点検は、介護給付適正化事業の一環として実施するものであるため、介護給付適正化事業におけるケアプラン点検の実施件数に含まれる。
※ 未届の住宅型有料老人ホームも、届出の有無に関わらず点検の対象となる。

ケアプラン点検・地域ケア会議

○地域ケア会議

自立支援型ケアマネジメントによる効果的な介護（予防）サービスの検討及び地域課題を集約して市の政策や事業、社会資源の開発をめざすもの。また、地域ケア個別会議は、各分野の専門職が助言者として出席する多職種連携の場であり、地域課題を明らかにする場。

今後も居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員が関わる事例を年1例以上検討して、前述の目的を果たすとともに抽出された地域課題を地域ケア推進会議で協議・検討して、解決することで地域包括ケアシステムの構築を図っていききたい。

地域ケア個別会議：「地域ケア会議Ⅰ」・「地域ケア会議Ⅱ」について		
地域ケア会議Ⅰ（C型モニタリング会議）	項目	地域ケア会議Ⅱ
フレイル状態の高齢者が、適切なサービスを活用しながら自立に向けて取り組むことができるよう、支援方針やアセスメント、サービス事業所の支援内容、セルフケアの方法等を検討する	目的	高齢者が地域で自立した生活ができるよう、効果的な介護（予防）サービスの検討及び地域課題を集約して市の政策や事業、社会資源の開発をめざす
由布市元気アップ教室（短期集中予防サービス事業）の利用者	対象者	①新規の総合事業の事業対象者 ②総合事業短期集中予防サービスの利用者または利用予定の者 ③要支援1・2及び新規で総合事業サービスのみを利用する（予定含む）者 ④新規で支援している（する予定の）要介護1の者 ⑤その他、地域ケア会議で専門職の助言を受けたいケース（困難事例等）
月1回（第4水曜日午後） 原則zoomによるオンライン開催	開催方法	月1回（第2水曜日午後） 原則zoomによるオンライン開催
作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士（市職員）、歯科衛生士、生活支援コーディネーター	助言者	理学療法士または作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、訪問看護師、薬剤師、医療保険者（市職員）、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター
1月目：目標設定の整合性/妥当性の確認、教室および自主訓練でのリスク管理の確認、追加アセスメントが必要な項目の確認 2月目：客観的指標（体力測定等）による教室効果の確認、卒業の可否（延長利用の可否）を判断、今後のセルフケア方針の確認（社会参加、自主活動、余暇活動、就労等） 3月目：目標に対する成果/残された課題の確認、今後のセルフケアの具体的内容の確認、モニタリング時期/方法の確認	内容	<個別課題解決> 個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討を行い、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の課題解決力向上を図る⇒自立支援に資するケアマネジメント等の質の向上 <ネットワーク構築> 地域の支援者等の連携を高める機能、支援スタッフと専門職のネットワーク <地域課題発見> 個別ケースの背後に潜在している地域の課題集積 <地域づくり・資源開発機能> 個別事例を通じて不足しているインフォーマルサービス等の開発や検討 <施策形成機能> 地域課題の解決に向けて意見を収集し整理

1事例あたりの事例検討の時間が長くなっており（40～50分程度）、令和4年度は1事例あたり

30分以内を目指すために事例説明やアドバイザーからの助言を受ける際の効率化や時短を図っていく。

そのために次のように質問用紙を変更する。また地域課題の抽出やその明確化、地域課題是正のための取組の進捗管理の見える化として、事例提供者に後日ご提出いただいていた現行のモニタリングシートを「振り返りシート」に変更する。

ケアプラン点検・地域ケア会議

※質問用紙 → 質問票に

(様式)

由布市地域ケア会議Ⅱ 質問票

【サブタイトル】

【本人・家族の困り、望むこと】

	困り	望むこと
本人		
家族		

【事例対象者の方への自立に向けた支援を行ううえで困っていること、求める助言はどんなことですか？具体的に記入ください。特に助言を受けたい項目に○・◎をつけてください。】

項目	内 容
運動 (身体活動)	
栄養	
口腔	
薬物・看護	
服装	
その他	

【支援者として望むこと】

(記入例)

由布市地域ケア会議Ⅱ 質問票

【サブタイトル】
転倒がきっかけで外に出なくなり、難題のため他者との交流ができていない事例

【本人・家族の困り、望むこと】

	困り	望むこと
本人	外で尻餅をついてからは、怖くて外に出られない。	庭木の手入れがしたい。
家族	家の中でも動くのが難しがり、お風呂に入りたがらない。起床・就寝時間がバラバラ。	以前のようになんか出してもいいから外に出てほしい。

【事例対象者の方への自立に向けた支援を行ううえで困っていること、求める助言はどんなことですか？具体的に記入ください。特に助言を受けたい項目に○・◎をつけてください。】

項目	内 容
◎ 運動 (身体活動)	下肢の筋力低下・腰痛があり、デイでの運動時に息切れが頻りに出現する。痛みや息切れがあるときの運動強度や見守りをする目安は？
○ 栄養	身長159.5cm 体重56.0kg BMI22.01 庭木の根が作ってくれた物を食べる。最近よく寝ると2食になることがある。特に困っていることはない。
口腔	むせることはない。歯痛あり。食卓の時だけ、歯痛が顕著する。 歯科受診は「どこも悪くない、他動だ」といふほど行っていない。
薬物・看護	帯状疱疹・脳梗塞で月に1回受診し、内服治療中。脳梗塞による後遺症はない。求める助言は、特になし。
服装	実は、その都度履物が着て手返して内服する。受診は、履物が着き済み。求める助言は、特になし。
○ その他	難題があり、デイサービスでもコミュニケーションがとりづらい。 便所や下痢がよく見られ、時折、唇に白のずりが見られることがある。

【支援者として望むこと】
近隣の方との交流が少なくなり、2年前の転倒(尻餅をついたこと)で家での役割(ゴミ出し)も果たせなくなり、自宅内での活動量も減少、自宅に入浴しなくなった。難題に配慮しながら下肢の筋力アップを図り、ゴミ出しや庭木の手入れができるようになってほしい。

※モニタリングシート → 振り返りシートに

由布市地域ケア会議 モニタリングシート

この度は、由布市地域ケア会議への事例提供ありがとうございました。
このシートは、地域ケア会議において検討された事例について、対象者自身やケアプラン、サービス計画がどのように変化したかをモニタリングすると同時に、地域ケア会議での助言が効果的に活用できるものとなっているか、またどのようにすれば効果的な助言・会議となるか、検証することを目的としたアンケートです。

地域ケア会議終了後3～6ヶ月(めやす)経過時点の状況で、以下の質問にご回答下さい。
お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(1) 地域ケア会議時に助言者から以下のような助言がありました。それぞれの助言をケアプランや支援に反映させることができましたか？(該当項目に☑)

① _____

反映できた 反映できていない

反映した点を簡潔に記載して下さい。反映できなかった場合、その理由を記載して下さい。

② _____

反映できた 反映できていない

反映した点を簡潔に記載して下さい。反映できなかった場合、その理由を記載して下さい。

③ _____

反映できた 反映できていない

反映した点を簡潔に記載して下さい。反映できなかった場合、その理由を記載して下さい。



地域ケア会議Ⅱ振り返りシート

○地域ケア会議Ⅱの概要 開催日 12月 22日

事例提供者氏名	由布 花子	事業所名	居宅介護支援事業所 由布
対象者	84歳 女性	区分	事業対象者・要支援(2)・要介護()

課題及び目標
(短期) 福祉用具を利用することで、転倒に対する不安を軽減できます

(個別) 自宅内の環境を整え安全に移動できます。

受けた助言の内容
全身機能の低下→食欲の低下である。隣人との交流を大事にして機能維持。
食事は30回噛む、バタカラ体操を1日60回するよう声かけを。
自宅転倒しないように、訪問リハを短期で入れ、環境を整備する必要がある。
イライラ時の頓服のエゾゾラムは眠気や傾眠に繋がるので、主治医と相談して薬剤の調整を検討してみてもいい。

地域課題・その他
コロナ禍で社会参加の機会が減少し、他者との交流ができなくなっている。
民生委員に玄関先で良いので声をかけていただく、近隣の方へ“老人クラブ等へのお誘いの声かけ”をお願いする

振り返りの時期 (6月 20日以降 : 3か月以降 ・ (6か月以降))

○振り返りについて 実施日 月 日

対象者の状況
どのような状況ですか？ 支援によって生じた変化等をお書きください。

残された課題 ※□内にレ点を記して下さい。

なし あり → 具体的にお書きください。

在宅医療介護連携推進事業

○在宅医療介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とする。



「由布地域包括ケア推進協議会」を推進母体として、連携推進班・調査研究班・研修班・広報啓発班がさまざまな活動を展開している。今後は、市民への働きかけとして「市報ゆふ」で毎月掲載していく予定。

医療介護の情報連携ツールとして、由布市が独自に「ゆーふーネット」を使用。由布市消防本部とも連携できたため、ますます活用できる場面が増えていくと期待している。

～ゆーふーネットで何ができるの？～

患者・利用者情報

患者・利用者情報の表示やコメントの投稿・確認ができます。
患者・利用者のカレンダー機能を利用してケアカンファレンス予約もできます。
利用者コメントと連携シートを利用することで、入退院時連携加算の算定もできます。

利用者コメント

気づきをリアルタイムで共有。支援者間での情報共有をサポートします。

関連文書

患者様・利用者様に関する文書を投稿・閲覧できます。

連携シート

入退院時の情報が共通シートで管理できる為、必要な情報が効率的に把握できます。

メッセージ

「気軽」に「スムーズ」な情報交換が行えます。
他事業所のスタッフのアドレス等を知らなくてもメッセージのやり取りができます。

会議室

時間や場所を問わず、自由な意見交換が行えます。

掲示板・回覧板

お知らせや連絡事項を一度に伝達。
コミュニケーションを効率化できます。

(公印省略)

由高支第 0121001 号
令和 4 年 1 月 21 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

由布市高齢者支援課
課長 工藤 由美

要介護認定等に係る資料の開示申請の手数料等の見直しについて

平素より由布市介護保険事業に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 4 年 4 月 1 日から要介護認定等に係る資料の開示申請の手数料につきまして、下記のとおり計算方法の見直しを行います。また、情報連携システム「ゆーふーネット」を利用した申請について運用を開始する予定としておりますので、併せてお知らせ致します。

貴事業所におかれましては、下記をご確認いただき、ご対応をよろしくお願いいたします。

記

1. 資料の開示申請の手数料について

由布市個人情報保護条例に則り、手数料を実費負担分とさせていただきます。

(見直し前) 1 件 50 円

(見直し後) 資料 1 枚 10 円 (印刷代として)

例：調査票と主治医意見書の合計枚数が、6 枚の場合は、手数料 60 円となります。

2. 「ゆーふーネット」を利用した申請について

※別紙参照

※1. 2. とともに令和 4 年 4 月 1 日より運用開始予定です

《問合せ》

由布市高齢者支援課

電話：097-529-7349 (直通)

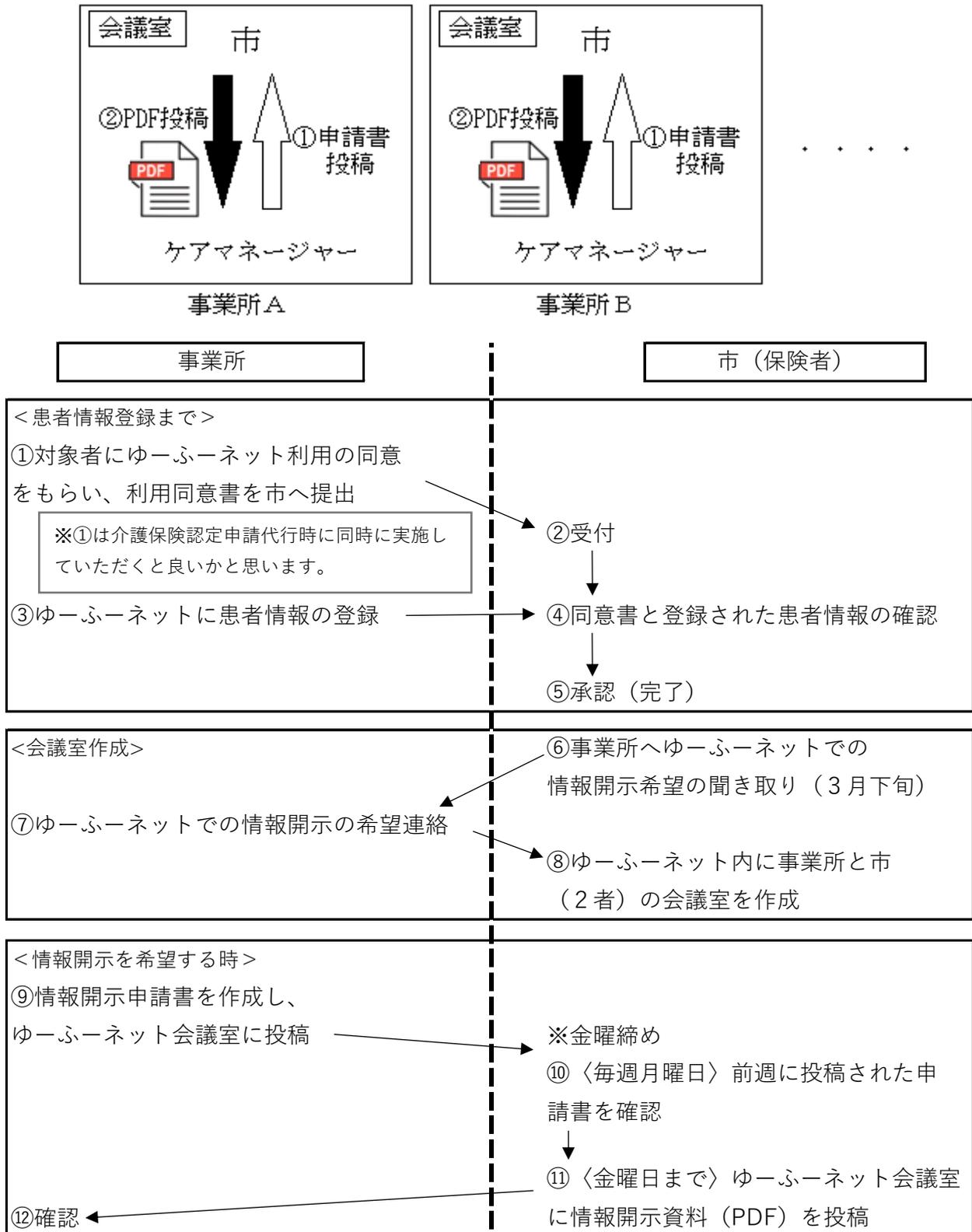
別紙 ゆーふーネットを利用した情報開示の申請について

情報連携システム「ゆーふーネット」を活用し、申請書提出から資料提供までの市と指定居宅介護支援事業所間の手続きをオンライン上で行います。

◎運用開始時期 令和4年4月1日から開始

◎開示対象者 「ゆーふーネット」患者情報登録まで完了している方

◎手続きの流れ



※対象要件の確認や多くの申請が寄せられることが想定されるため、前週の金曜日までの申請について、翌週の金曜日までに開示対応する予定です。

※開示資料をPDFデータで提供するため、手数料 (実費負担分) はかかりません。

介護保険認定申請書



由布市長 様
次のとおり申請します。

申請区分 (○をしてください)	1. 新規 2. 更新	申請識別区分 (○をしてください)	1. 要介護 2. 要支援	申請年月日	令和 年 月 日	
申請者	氏名 または 事業所名	提出代行者の場合は、該当するものに○をして下さい <small>(地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・その他)</small>			被保険者 との関係	1. 本人
	住所 または 所在地	担当者 ()	電話番号 ()			2. 家族 ()
保 険 者	被保険者番号	0 0 0 0	個人番号(マイナンバー)			
	加入医療保険 の名称	<input type="checkbox"/> 別添(被保険者証等の写し)のとおり		医療保険の被保険者証、 加入者証又は組合員証の 記号、番号および枝番		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
	氏名		性別	男 ・ 女		
	住所	〒 電話番号 ()				
	前回の要介護 認定の結果等	要介護状態区分	1 2 3 4 5	要支援状態	1 2	事業対象者
	要介護・要支援更新 認定の場合に記入	有効期間	年 月 日	から	年 月 日	
	新規申請の理由					
	施設利用の有無 (短期入所を除く)	該当に○(指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・左記以外の医療機関・その他)				
	有・無 (「有」の方は右側に記入)	入所・入院施設名	〒 電話番号 ()			
主 治 医	主治医の氏名	医療機関名				
	所在地	〒 電話番号 ()				

2号被保険者 (該当する疾病に☑をして下さい) ※医療保険被保険者証の写しを添付して下さい

特定疾病名	<input type="checkbox"/> がん(末期)	<input type="checkbox"/> 関節リウマチ	<input type="checkbox"/> 筋萎縮性側索硬化症	<input type="checkbox"/> 後縦靭帯骨化症
	<input type="checkbox"/> 骨折を伴う骨粗しょう症	<input type="checkbox"/> 初老期における認知症	<input type="checkbox"/> パーキンソン病関連疾患	<input type="checkbox"/> 脊髄小脳変性症
	<input type="checkbox"/> 脊柱管狭窄症	<input type="checkbox"/> 早老症	<input type="checkbox"/> 多系統委縮症	<input type="checkbox"/> 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
	<input type="checkbox"/> 脳血管疾患	<input type="checkbox"/> 閉塞性動脈硬化症	<input type="checkbox"/> 慢性閉塞性肺疾患	<input type="checkbox"/> 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービス計画又は介護予防サービス計画等を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、由布市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

被保険者氏名 _____ 代筆者氏名 _____ (続柄 _____)

【市記入欄】

*裏面(介護保険認定調査における確認表)に続く

申請入力	保険証	資格者証	調査票	意見書	保険料	審査会	備 考
	・紛失 ・破損 ・その他				滞納・時効		

(注)要支援1・要支援2の方の区分変更申請を行う場合は、新規要介護認定申請の取り扱いとなりますので、申請書は「介護保険認定申請書」をご利用ください。

介護保険要介護認定区分変更申請書



由布市長 様

申請年月日	令和 年 月 日
-------	----------

次のとおり申請します。

申請者	氏名 または 事業所名	提出代行者の場合は、該当するものに○をして下さい (地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・その他)	被保険者 との関係	1. 本人
	住所 または 所在地	担当者()		2. 家族()
		〒	電話番号 ()	3. 提出代行者 ()

被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0 0	個人番号(マイナンバー)	
	加入医療保険 の名称	<input type="checkbox"/> 別添(被保険者証等の写し)のとおりに	医療保険の被保険者証、 加入者証又は組合員証の 記号、番号および枝番	
	フリガナ 氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
			性別	男 ・ 女
	住所	〒	電話番号	()
	現在の要介護 状態区分等	要介護状態区分 1 2 3 4 5	有効期間満了日	年 月 日
	変更申請の理由			
施 設 利 用 の 有 無 (短期入所を除く)	該当に○(指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・左記以外の医療機関・その他)			
	入所・入院施設名			
有・無 (「有」の方は右側に記入)	所在地 〒	電話番号	()	
主 治 医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒	電話番号	()

2号被保険者(該当する疾病に☑をして下さい) ※医療保険被保険者証の写しを添付して下さい

特 定 疾 病 名	<input type="checkbox"/> がん(末期)	<input type="checkbox"/> 関節リウマチ	<input type="checkbox"/> 筋萎縮性側索硬化症	<input type="checkbox"/> 後縦靭帯骨化症
	<input type="checkbox"/> 骨折を伴う骨粗しょう症	<input type="checkbox"/> 初老期における認知症	<input type="checkbox"/> パーキンソン病関連疾患	<input type="checkbox"/> 脊髄小脳変性症
	<input type="checkbox"/> 脊柱管狭窄症	<input type="checkbox"/> 早老症	<input type="checkbox"/> 多系統萎縮症	<input type="checkbox"/> 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
	<input type="checkbox"/> 脳血管疾患	<input type="checkbox"/> 閉塞性動脈硬化症	<input type="checkbox"/> 慢性閉塞性肺疾患	<input type="checkbox"/> 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービス計画又は介護予防サービス計画等を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、由布市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

被保険者氏名 _____ 代筆者氏名 _____ (続柄 _____)

【市記入欄】

*裏面(介護保険認定調査における確認表)に続く

申請入力	保険証	資格者証	調査票	意見書	保険料	審査会	備考
	・紛失 ・破損 ・その他				滞納・時効		

(申請書 裏面)

介護保険認定調査における確認表

要介護・要支援認定申請に伴う認定調査実施のため確認します。必要事項を記入してください。

(注)電話番号はお間違えのないよう、ご記入お願いいたします。

被保険者名		被保険者の年齢	歳
認定調査を行う場所	1. 自宅(表面記入住所)にて調査 2. 表面記入住所以外の場所にて調査 ⇒ 調査場所() 退院・退所の時期等(年 月 日ごろ) ・ 退院・退所時期は未定		
日程調整の連絡先	本人・家族・その他 ⇒ 氏名() 続柄() ・電話番号(- -) ・連絡の取りやすい時間帯() ※8:30～17:00の間をお願いします(土・日・祝除く)		
調査立会いについて	・調査立会いの希望(有・無) ※有の場合 ⇒ 立会い希望者名() 続柄()		
家族からの聞き取り	・聞き取り希望(有・無) ※有の場合 ⇒ 調査後・電話・その他()		
定期的な外出	・定期的な外出(有・無) ※有の場合 ⇒ ・デイサービス等(月・火・水・木・金) ・診察・その他		
その他 (連絡事項)	独居 認知症 耳が遠い 易怒		

※小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護等の事業所職員が申請者の代理として申請書を提出する場合に記入してください。

事業所職員名	被保険者との関係
事業所の名称	電話 - -

【由布市調査員記入欄】

調査員()

電話日時	月 日()()	応 対 者	本人 夫 妻 娘 息子 嫁 その他()
訪 問 日 時	月 日()()	施 設 等 連 絡	担当() 号室
立 会 い	夫・妻・子・嫁・ケアマネジャー・その他()		
駐 車 場	有 無	本 人 の 状 況	調査可 不可にて保留
そ の 他			

配食サービス事業

令和3年度 高齢者配食サービス事業について ※令和3年度から内容を見直しました

由布市内在住で、一人暮らしの高齢者等に対し、配食サービスを行うことにより食生活の改善と健康増進を図るとともに、安否確認等を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援するための事業です。

●対象者

・65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯で、(1)、(2)の両方に該当する方

(1) 総合事業対象者又は要支援・要介護認定対象者

(2) 配食サービス事業利用基準票 (※)において一定の基準を満たす者

※利用基準票に有効期間を1年間設けて、年に1度、状態のアセスメントを行います。

●費用負担 440円(1食)

●申請方法

・総合事業対象者又は要支援・要介護認定対象者の方は、ケアマネージャーさんにお問合せ下さい。

・総合事業対象者又は要支援・要介護認定対象者ではない方は、高齢者支援課または由布市地域包括支援センターへご相談ください。

●市への提出書類：申請書、配食サービス事業利用基準票

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎097-529-7349

高齢者配食サービス事業 利用申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者 住所

氏名 (印)

電話

配食サービス利用者	氏名		性別	男・女	年齢	歳
	住所	由布市	生年月日	明・大・昭 年 月 日		
			電話			
利用希望	利用回数	希望曜日に○印				
	週 回	月・火・水・木・金・土				
同居家族状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	
申請理由						

配食サービス事業

様式第1号の2(第5条関係)

年 月 日 作成

配食サービス事業 利用基準票

氏名	(被保険者番号：)	記入者 本人・家族
住所	由布市	提出代行者 ()
項目		チェック欄
家族状況	高齢者世帯	
	同居家族がいるが、援助が見込めない	
	独居	
視力	日常生活に支障なし	
	日常生活に支障あり	
麻痺または拘縮	日常生活に支障なし	
	日常生活に支障あり	
障がい者手帳	なし	
	あり	
認知度	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされる	←1つでも該当があればチェック
	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていない	
	今日が何月何日かわからない時がある	
	認知症の診断がある	
買い物	買い物に行くことができる	
	買い物の支援をしてくれる人がいる	
	週1回程度買い物の支援をしてくれる人がいる	
	月1～2回買い物の支援をしてくれる人がいる	
	買い物の支援をしてくれる人がいない	
調理	自分で調理ができるまたは調理できる人がいる	
	ごはん程度は炊けるかつ調理ができる人がいない	
	自分で調理できないかつ調理できる人がいない	
交通手段	本人または同居者が車両の運転ができる	
	本人または同居者が二輪車及び自転車に乗ることができる	
	誰も運転できない	
身体の状況	体重 () kg 身長 () cm	
	6ヶ月以内の体重減少が3kg以上	
代替サービスの有無	生協等(委託3事業所を除く)の配食サービスが利用可能(配達エリア内)	
	上記サービスエリア内であるが、注文が困難	
食事制限等	塩分(3g以下)・カリウム・たんぱく質・その他()	
特記事項		

本調査のために必要があるときは、介護・医療情報等について、市が照会することに 同意します。
 同意しません。

令和3年度 紙おむつ・尿とりパッド購入助成事業について

※令和3年度から内容を一部見直しました。

寝たきりや認知症等により日常生活において、常時紙おむつや尿とりパッドを必要とする高齢者等を介護している家族等に対して、肉体的、精神的および経済的な負担を軽減するとともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とした助成事業です。

●対象者

次の1から3までのすべてに該当する高齢者を居宅において介護している家族の方で、介護を受ける高齢者及びその家族の属する世帯がともに非課税世帯である者

1. 由布市に住民登録を行っている在宅の高齢者等の方
2. 介護保険制度において要介護4または要介護5の認定を由布市で受けている方
3. 常時失禁状態にある方

※介護を受ける高齢者が施設などに入所している場合は対象となりません。

●交付申請

補助金交付申請書に紙おむつ等の領収書（レシート含む）を添えて、購入した月ごとに1ヵ月分をまとめて申請してください。

※申請は、紙おむつ等を購入した月の属する年度の末日までに行ってください。

●補助対象額 月額 上限5,000円

※入院の日数、ショートステイの利用状況により補助できない場合がございます。

●提出先 高齢者支援課、挾間振興局地域振興課、湯布院振興局地域振興課

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎097-529-7349

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

1. 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の給付対象品目

- ★①車いす
- ★②車いす附属品
- ★③特殊寝台
- ★④特殊寝台附属品
- ★⑤床ずれ防止用具
- ★⑥体位変換機
- ⑦手すり（工事を伴わないもの）
- ⑧スロープ（工事を伴わないもの）
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ
- ★⑪認知症老人徘徊感知機器
- ★⑫移動用リフト
- ☆⑬自動排泄処理装置

例外給付品目

- ★・・・原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
- ☆・・・原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

2. 軽度者に対する福祉用具の例外給付について

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する福祉用具貸与については、車椅子等の種目は原則保険給付の対象外となりますが、様々な疾患などによって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に福祉用具の貸与が認められています。

軽度者に対し、福祉用具貸与の例外給付を行う場合には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」と呼びます)が適切な手順により、利用者の状態像や福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

3. 軽度者に対する福祉用具の例外給付の判断基準

利用者の状態像から例外給付品目の貸与が必要であると判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能となります。福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については【表1】と【表2】を参照してください。

【表1】で該当しない場合は【表2】の状態像に該当することを確認し、市町村に確認を依頼してください。

【表 1】

対象品目	状態像	認定調査の結果
ア車いす及び同附属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に歩行が困難な者	「できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者（注1）	※
イ特殊寝台及び同附属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に起き上がりが困難な者	「できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	「できない」
ウ床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	「できない」
エ認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	「意思を他者に伝達できない」等または主事意見書に認知症の記載がある場合
	(2)移動において全介助を必要としない者	「全介助」以外
オ移動用リフト（つり具部分を除く）（昇降座椅子を含む）（注2）	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	「できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	「一部介助」または「全介助」
	(3)生活環境に段差の解消が必要と認められる者	※

※ア(2)及びオ(3)については、該当する認定調査の結果がないため、「主治医から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメント」によりケアマネジャー等が判断する。「主治医から得た情報」は書面に限りませんが、照会・回答内容について必ず記録してください。

注1 車いす及び同附属品は、歩行が「できる」であっても、「日常生活において移動の支援が特に必要と認められる者」として、ケアマネジャーが総合的に判断をした場合は、市町村への確認依頼の必要はありません。

注2 昇降座椅子は「立ち上がり」でなく「移乗」で判断します。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、床からの「移乗」を評価してください。

その他

表1の対象にならない者についても、医師の医学的な所見に基づき、表2のいずれかを満たし、かつサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されており、このことについて市町村が確認していれば、例外的に福祉用具の算定は可能になります。

【表2】

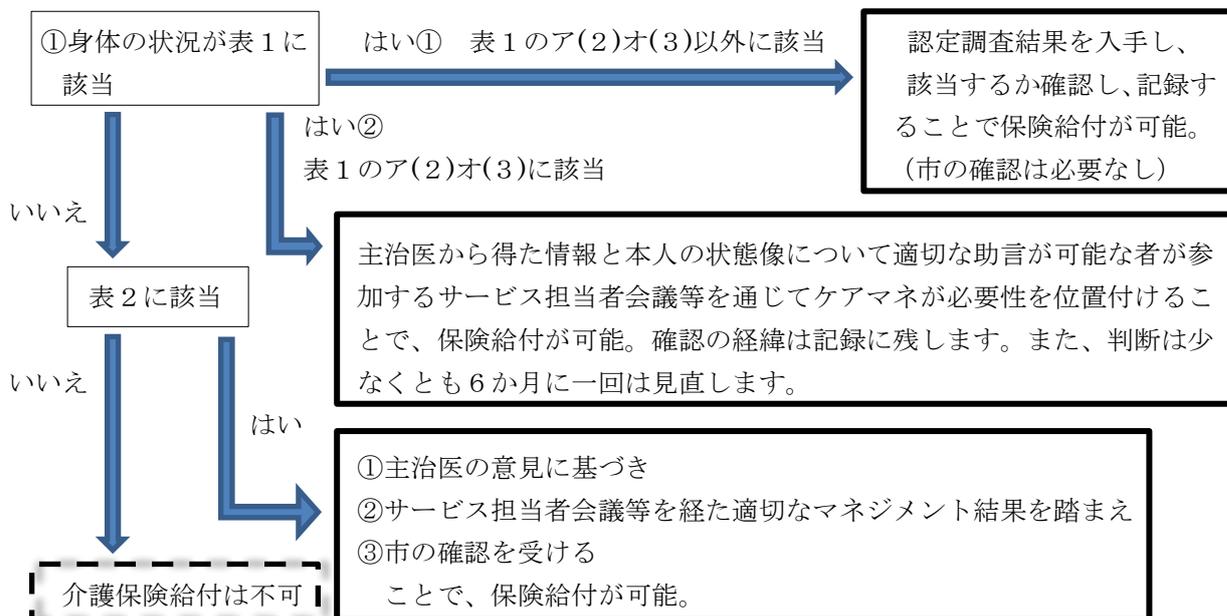
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
ii) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者 例：ガン末期の急速な状態悪化
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

4. 高齢者支援課への書類提出について

- ・軽度者に対する福祉用具貸与に対する医学的所見
- ・ケアプラン（サービス担当者会議の要点含む）

※介護報酬が算定可能（利用開始日）となるのは、由布市の確認日（書類提出日）以降です。→例外給付の福祉用具貸与を位置付ける場合は、早めにご提出ください。

フローチャート（軽度者に対する福祉用具の例外給付）



認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用について

短期入所生活（療養）介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）は、利用者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのものです。

居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合、利用者の心身の状況や環境等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。

しかし、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置付けることも可能であるとされています。

短期入所サービスの適切な利用を確保するため、認定有効期間全体のおおむね半数を超えることが見込まれる場合は、「短期入所サービス特例利用申請書」（以下「理由書」という。）に関係書類を添えて、由布市に提出してください。

【利用の対象者】

利用の対象者は、以下のいずれかに該当する場合に、半数を超えて利用する必要性があるものと判断します。

- ①利用者が認知症であり、同居している家族等の介護が困難な場合、若しくは独居で、在宅生活が困難であると判断される場合
- ②同居の家族等が高齢又は疾病中であることを理由として十分な介護を受けることができない者
- ③その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることが出来ない場合

【半数の考え方】

（例）認定有効期間日数 365日

$$365日 \div 2 = 182.5日$$

183日が半数 ⇒ 184日目から半数超え

※連続30日を超えた利用日については、介護保険給付対象外（自己負担）のため、半数の計算範囲には含めません。

【提出書類】

○短期入所サービス特例利用申請書

○認定有効期間中の給付実績、予定がわかるもの（サービス利用表）

※特例給付ですので、半数を超える日までに書類を提出する必要があります。半数超えの利用が見込まれる場合は早めの提出をお願いします。

【留意事項】

- 由布市へ理由書提出後も、介護保険施設等への入所申込みを検討するなど、必要な援助を行なうこと。
- サービス計画等に位置づけようとする場合は、家族等の希望のみで決定された結果とならないよう、サービス担当者会議を開催し、その必要性を十分に検討した結果の判断である旨を記録として残しておくこと。
- 次期認定有効期間内においても、おおむね半数を超える見込みとなった場合には、再度提出が必要となります。

同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて

由布市では、同居家族がいる場合の生活援助を導入するにあたっては、書面にてサービス内容を確認した上で、給付の承認の連絡をしております。同居家族がいる場合の生活援助は、原則、算定できないものでありますが、一律機械的に算定できない取扱いとはしておりません。生活援助は同居家族がいても、個々の状況に応じてやむを得ない事情がある場合には算定できるものですので、生活援助を居宅サービス計画に位置づける場合は状況を確認のうえ、サービス開始前に保険者へ理由書の提出を行うようお願いしています。

(1)同居家族の考え方

同じ家屋に家族等が住んでいる。

※上記以外の場合でも、日常的に介護が行える家族等がいる場合は、同居家族に準じる場合があります。 例) 同一敷地内の別棟に家族が居住している
⇒実際に居住している「家屋の状況」や「生活実態」を勘案して総合的に判断します。

(2)同居家族がいる場合の生活援助の導入にあたって

同居家族がいる場合は、原則、生活援助の算定はできません。

ただし、同居家族が「障がい」や「疾病」等により家事等ができない場合または以下に挙げのような状況である場合は算定できる場合があります。

導入にあたっては、サービス担当者会議において、本人ができること、できそうなこと、同居家族ができること、別居家族ができること及びインフォーマルサービスで対応できること等、十分アセスメントしたうえで、介護保険サービスでの利用の必要性の有無を検討し、必要と判断した場合は、支援の内容と必要量についても検討した上で、決定してください。

同居家族がいる場合の生活援助の導入にあたっては、事前（サービス開始前）に「同居家族がいる生活援助理由書」を市に提出してください。

① 同居家族が障がい、疾病や要介護等の認定を受けていて、家事等が困難な状況である

※障がい、疾病や要介護等の事実のみでもって生活援助を算定することは認められません。疾病名、要介護度を明らかにしたうえで、できること、できないこと、できそうなことを明確にし、算定の可否の判断をしてください。

② 障がいや疾病はないが、同様のやむを得ない事情で家族による家事が困難である場合

ア) 高齢による筋力低下があり困難な家事がある場合。

※単に高齢ということのみでもって生活援助の導入はしないこと。

イ) 家族による困難な家事があり、代替手段もない。

※家族等が担えない場合でも、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても検討してください。「単にやったことがない」家事は該当しません。

ウ) 安全面や健康面、衛生面からみて必要性が高い。

例) 「呼吸疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要（担当医からの指示あり）」

その他

だが、家族は仕事で帰宅が遅いため、こまめな掃除ができない」

「自力排泄は可能だが、ほぼ毎回トイレを汚してしまうため、その都度の掃除が必要」など。

エ) 時間が限定され、その時間に家族などの支援が得られない。

例)「食事の準備や服薬の確認等、家族不在の時間帯であっても定期的に行われなければならないことがある」

オ) 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障がでる等いわゆる「共倒れ」になる恐れがある場合。

③ 同居家族との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができない

介護放棄や修復不能なこじれ等は該当しますが、単にやった事がない、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しません。

④ 同居の家族に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できない

⑤ その他やむを得ない事情があると判断した場合

⑥ 日中独居の取り扱いについて

(1) 同居家族が就労していて、長時間の日中独居、または出張で不在になるため独居の状態になる場合。

(2) 就労状況により必要な支援が受けられない。

例)「深夜勤の仕事で日中は家で休息をとらなければならない」

「日中勤務だが残業が多く帰宅が〇時と遅い」など

※単に日中不在や出張で不在という理由のみでもって算定することは認められません。

どの時間帯（期間）が独居状態になるのか確認し、独居になる時間帯においてサービスを行わなければならない支援内容なのか、家族等が在宅中にできる支援内容なのか、よく検討してください。

(3)理由書提出のタイミング

サービス担当者会議にて必要性を十分検討したうえで、サービス開始前に提出してください。

(4)提出書類

- ・同居家族がいる場合の生活援助理由書
- ・ケアプラン（サービス担当者会議の要点を含む）

その他

生活援助とは、介護予防訪問及び訪問介護の生活援助中心型で算定している場合をいい、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算定している場合は、理由書での申請は不要。

障害、疾病その他やむを得ない理由の考え方(由布市の取扱い)

	考え方	理由書での申請
1)障害	障害者手帳の有無や障害認定(身体・知的・精神)だけで判断せず、障害に起因して家事を行うことが困難な状態である場合	不要
2)疾病	疾病名を明らかにするとともに当該疾病により家事を行うことが困難な状態である場合(医師の診断書による確認や保管は不要)	不要
	けがや骨折等で家事を行うことが困難な状態である場合(けがや骨折等の状態が改善して家事を行えるようになるまで、一時的にサービスを利用する場合も含む)	不要
3)その他	同居家族等が就労等のため日中不在である	必要
	同居家族等が要介護認定(要介護1～要介護5)を受けており、家事を行うことが困難な状況	不要
	同居家族等が、要支援認定(要支援1・2)を受けている	必要
	同居家族等と利用者の家族関係に深刻な問題がある等	必要

※理由書:「同居家族がいる場合の生活援助理由書」

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）の一部改正に伴い、平成 30 年 10 月より、利用者の自立支援・重度化防止及び地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要となりました。

1. 届出対象ケアプラン

平成 30 年 10 月 1 日以降に作成または変更（軽微な変更は除く）し、利用者の同意を得て交付したケアプランで、その援助期間において、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けるもの

厚生労働大臣が定める回数（ひと月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、「身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合」の回数を含みません。

2. 届出書類

- ①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書
- ②居宅サービス計画書（ケアプラン）の写し（第 1 表～第 7 表）
 - ※居宅サービス計画書（第 1 表）は利用者へ交付し署名があるもの
 - ※居宅介護支援経過（第 5 表）は生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみ提出可
- ③訪問介護計画書の写し

3. 届出期限及び方法

ケアプランを作成または変更し、利用者の同意を得て交付した月の翌月の末日までに届出窓口に持参もしくは郵送

4. 届出窓口

由布市役所 高齢者支援課介護保険係

5. 届出されたケアプランの取扱い

届出を受けたケアプランのうち、地域ケア会議にて検証事例として取り上げる場合があります。

6. その他

- ・届出書類の内容について、問い合わせることあります。
- ・基準回数を上回ることをもって一律にサービスの利用を制限するものではありません。

その他(押印廃止)

OR4.1.1以前より押印廃止している書類

介護保険に関する書類	認定	介護保険認定申請書
		介護保険要介護認定区分変更申請書
	居宅届	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届書
		介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出様式
その他	小規模多機能居宅届	
		送付先異動届書

OR4.1.1より押印不要となった書類

介護保険に関する書類	情報開示	介護保険要介護認定等に係る資料の開示申請書 ※様式修正予定
	情報開示(医療機関用)	介護保険要介護認定等に係る情報提供申請書
	配食サービス	高齢者配食サービス事業利用申請書
		高齢者配食サービス事業利用変更申請書
		高齢者配食サービス事業利用休止・廃止申請書
	紙おむつ購入補助	在宅高齢者等紙おむつ等購入補助金交付申請書
	高額介護サービス費	高額介護サービス費支給申請書
	住宅改修	介護保険住宅改修完了届 ※R4.4～ 様式変更予定
	福祉用具(軽度者)	軽度者に対する福祉用具貸与に関する医学的所見
	特列入所	短期入所サービス特例利用申請書
	特列入所(特別養護老人ホーム)	特列入所対象者について(諮問)
	同居家族等がいる場合の生活援助	同居家族等がいる場合の生活援助理由書
	負担限度額	由布市介護保険負担限度額認定申請書
	利用者負担軽減	社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書
		社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
		社会福祉法人等利用者負担軽減申告書
	給付費	介護等給付費明細書等取下げ書
	事故報告	介護保険事故発生連絡票
		事故経過報告書兼最終報告書
	事業所指定(地域密着型等)	指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者指定申請書
		指定地域密着型サービス事業者指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請書
		指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者変更届出書
		指定地域密着型サービス事業者指定地域密着型介護予防サービス事業者変更届出書
		指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者再開届出書
		指定地域密着型サービス事業者指定地域密着型介護予防サービス事業者再開届出書
		指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者廃止・休止届出書
		指定地域密着型サービス事業者指定地域密着型介護予防サービス事業者廃止・休止届出書
		指定地域密着型サービス事業者指定辞退届出書
		指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者指定更新申請書
	指定地域密着型サービス事業者指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請書	
	指定介護予防支援委託届出書	
	指定介護予防支援委託変更届出書	
	事業所指定(総合事業)	由布市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(訪問型・通所型)指定申請書
		由布市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新申請書
		由布市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(訪問型・通所型)変更届出書
		由布市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(訪問型・通所型)廃止・休止届出書
由布市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(訪問型・通所型)再開届出書		
由布市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(訪問型・通所型)指定辞退届出書		
総合事業・生活支援サービス事業費算定に係る体制等に関する届出書		

	事業所提案型介護予防教室	由布市事業所提案通所型介護予防教室企画書
		由布市事業所提案通所型介護予防教室報告書
		由布市事業所提案出張型介護予防教室企画書
		由布市事業所提案出張型介護予防教室報告書
		由布市事業所提案出張型介護予防教室申請書
	生活管理指導員	由布市生活管理指導員派遣事業利用申請書
		由布市生活管理指導員派遣事業利用廃止届出書
	共生型福祉施設	共生型福祉施設支援事業費補助金交付申請書
		共生型福祉施設支援事業費補助金実績報告書
		共生型福祉施設支援事業費補助金変更交付申請書
		共生型福祉施設支援事業計画変更承認申請書
		共生型福祉施設支援事業繰越承認申請書
		共生型福祉施設支援事業年度終了報告書
	お茶の間サロン	由布市お茶の間サロン補助金交付申請書
	健康応援団	健康応援団派遣事業利用申請書
		健康応援団・生きがい応援団派遣事業利用申請書
		健康応援団・生きがい応援団派遣事業実施報告書
	生きがい応援団	生きがい応援団派遣事業申請書
		生きがい応援団派遣事業実施報告書
	高齢者福祉に関する書類	ねたきり老人等介護手当
ねたきり老人等現況届		
はり、きゅう補助券		あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう補助券交付申請書
		あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術業者指定申請書
緊急通報装置 ※様式が追加・修正されています。		緊急通報装置貸与申請書
		緊急通報装置貸与者の協力員承諾書
		緊急通報対応受託書
		緊急通報装置貸与に関する変更届出書
		緊急通報装置貸与に関する終了届出書
高齢者世帯リフォーム		由布市高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書
		由布市高齢者世帯リフォーム支援事業変更申請書
		由布市高齢者世帯リフォーム支援事業取り止め申請書
		由布市高齢者世帯リフォーム支援事業完了報告書
在宅高齢者住宅改造		在宅高齢者住宅改造助成事業費交付申請書
	在宅高齢者住宅改造助成事業費変更等承認申請書	
	在宅高齢者住宅改造助成事業工事完了届	
養護老人ホーム	養護老人ホーム入所申出書	
	所得等調査同意書	
	収入申告書	
	民生委員意見書	
	養護委託者申出書	
	入所(養護)受諾(不受諾)書	
	葬祭受諾(不承諾)書	
	負担金減額(免除)申請書	
	負担金納入延期申請書	
オレンジの会	誓約書	
	退会届	
認知症カフェ	由布市認知症カフェ運営補助金交付申請書	
	由布市認知症カフェ事業報告書	

※上記一覧は、令和4年3月1日時点のものです。今後押印廃止となる書類は、都度追加していきます。
 ※上記一覧以外の書類で、様式中に印表示がないものについては、基本的に押印不要です。